

第3次村上市障がい者計画
第5期村上市障がい福祉計画
第1期村上市障がい児福祉計画

平成30年3月

村上市

ごあいさつ



近年、障がいの重度化と障がい者の高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまちづくりが求められております。

障がいのある人に対する福祉サービスにつきましては、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正により、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。また、平成28年6月に「児童福祉法」の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために支援の拡充が図られるよう、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、さらなる福祉サービスの充実や保健・医療などの予防対策はもちろんのこと、障がいのある人もない人も地域で自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指しており、本市では、障がいのある人が、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、障がい者計画及び障がい福祉計画の見直しを行いました。

なお、本計画策定にあたりましては、多くの皆様にアンケート調査にご協力いただきました。また、村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の委員の皆様から、貴重なご意見をいただき、計画策定を進めてきたところであります。計画策定にあたりご尽力いただきました市民及び関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

村上市長 **高橋 邦芳**

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要.....	5
(1) 計画策定の趣旨.....	5
(2) 計画の位置づけ.....	6
(3) 計画の期間.....	7
2 計画の策定体制.....	8
(1) 策定体制.....	8
(2) パブリックコメントの実施.....	8

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯.....	11
(1) 人口の状況.....	11
(2) 世帯の状況.....	12
2 障害者手帳等の状況.....	13
(1) 身体障がい者（児）の状況.....	13
(2) 知的障がい者（児）の状況.....	14
(3) 精神障がい者（児）の状況.....	15
3 アンケート調査の概要.....	16
(1) 実施概要.....	16
(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要.....	17
(3) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）結果概要.....	22

第2編 障がい者計画

第1章 基本的考え方

1 障がい福祉をめぐる課題.....	35
2 基本理念.....	37
3 基本目標.....	38
4 主要施策.....	40
5 施策の体系.....	42

第2章 基本計画

基本施策1 安全・安心のまちづくり.....	47
基本施策2 生活支援の充実.....	51
基本施策3 保健・医療の充実と障がい発生の予防.....	55
基本施策4 雇用・就労の支援.....	59
基本施策5 社会参加の促進.....	61
基本施策6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	64
基本施策7 教育の充実.....	66

基本施策8 障がい児の支援体制の整備.....	70
基本施策9 計画の推進体制.....	71
第3章 計画の進行管理	
第3編 障がい福祉計画（障がい児福祉計画）	
第1章 福祉サービス等の数値目標	
1 成果目標（平成32年度末の目標）.....	81
（1）施設入所者の地域生活への移行.....	81
（2）地域包括支援の推進.....	81
（3）地域生活支援拠点等の整備.....	82
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	82
（5）障がい児支援の提供体制の整備等.....	83
2 障がい福祉サービス等の見込量.....	84
（1）訪問系サービス.....	84
（2）日中活動系サービス.....	85
（3）居住系サービス.....	86
（4）相談支援.....	86
（5）障がい児支援.....	87
3 地域生活支援事業の見込量.....	88
（1）必須事業.....	88
（2）任意事業.....	93
資料編	
資料1 村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	97
資料2 策定の経過.....	98

第 1 編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

近年、障がい者福祉をめぐる法整備が進められてきました。

平成 25 年には、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年 1 月に批准されました。

平成 28 年には「障害者総合支援法」を一部改正し、平成 30 年度から施行することとし、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われます。

本市では、こうした障がい者施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組むことが求められています。そこで、本市では「第 2 次村上市障がい者計画」及び「第 4 期村上市障がい福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、「お互いの個性を尊重し、生き活きと安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念とした、「第 3 次村上市障がい者計画」及び「第 5 期村上市障がい福祉計画」、「第 1 期村上市障がい児福祉計画」を策定します。

また、この計画は村上市の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

(2) 計画の位置づけ

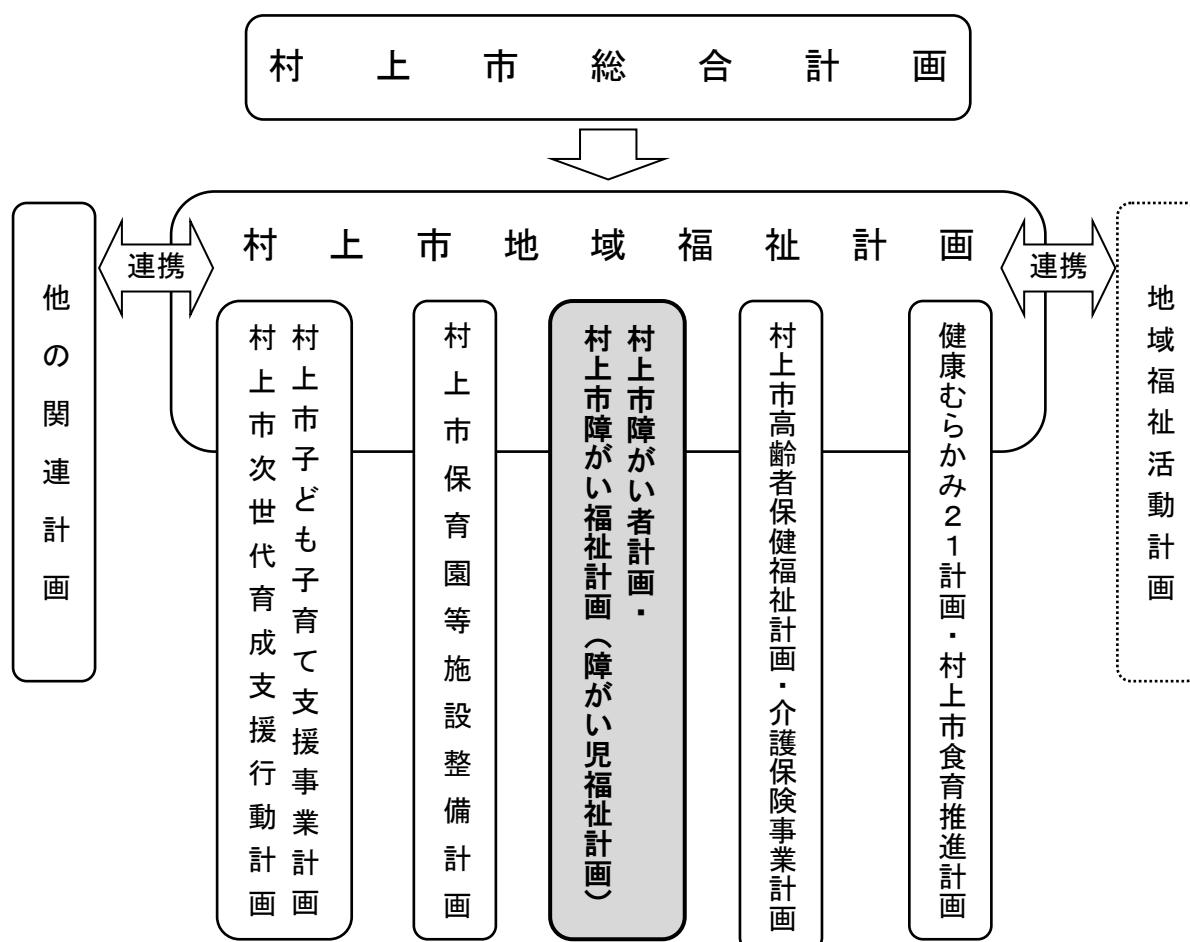
① 法的位置づけ

「第3次村上市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい者（児）が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第5期村上市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「障害者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第1期村上市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第5期村上市障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

② 関連計画との整合性

本市の上位計画である「第2次村上市総合計画」・「村上市地域福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。



(3) 計画の期間

「第3次村上市障がい者計画」は平成30年度から平成35年度までの6年間、「第5期村上市障がい福祉計画」及び「第1期村上市障がい児福祉計画」は平成30年度から平成32年度までの3年間でそれぞれの計画期間として策定します。

ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合は、計画期間中でも見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第2次村上市 障がい者計画			第3次村上市障がい者計画					
第4期村上市 障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第1期障がい児福祉計画		
			第1期障がい児福祉計画					

2 計画の策定体制

(1) 策定体制

①村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

本計画策定にあたり、「村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、委員から計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきながら、計画を推進していきます。

②アンケートの実施

障がいのある人の生活実態や障がい福祉サービスの利用状況等の計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳等の所持者を対象にアンケートを実施しました。

③村上・岩船地域自立支援協議会

岩船郡内の村と共同運営を行っている「村上・岩船地域自立支援協議会¹」を、地域の障がい福祉の中核的役割として広域的な施策・事業を進めていきます。

また、本計画の具体化に向けた協議を行います。

(2) パブリックコメントの実施

計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、各支所での閲覧、市報への掲載等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それらの意見を計画に反映しています。

¹ 「地域自立支援協議会」：障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの確保や関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として設置する組織です。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

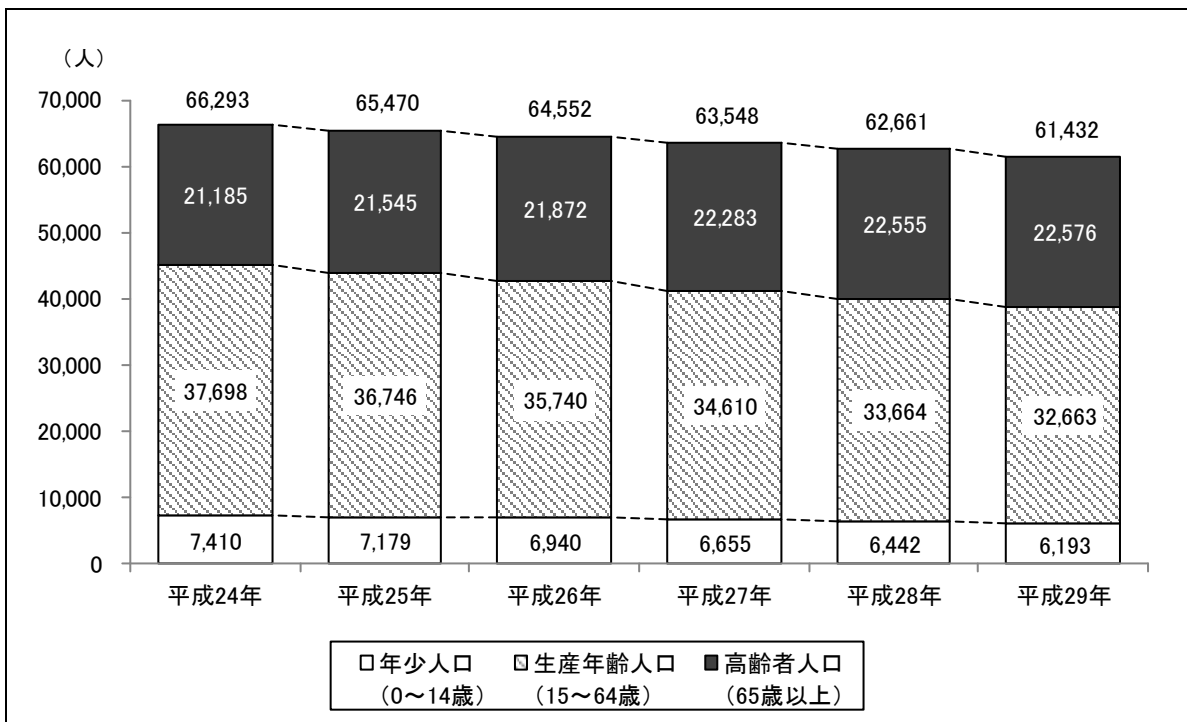
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の人口は、平成29年10月1日現在で61,432人です。平成24年以降緩やかな減少傾向にあり、平成24年から平成29年の5年間で約4,861人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある一方、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移



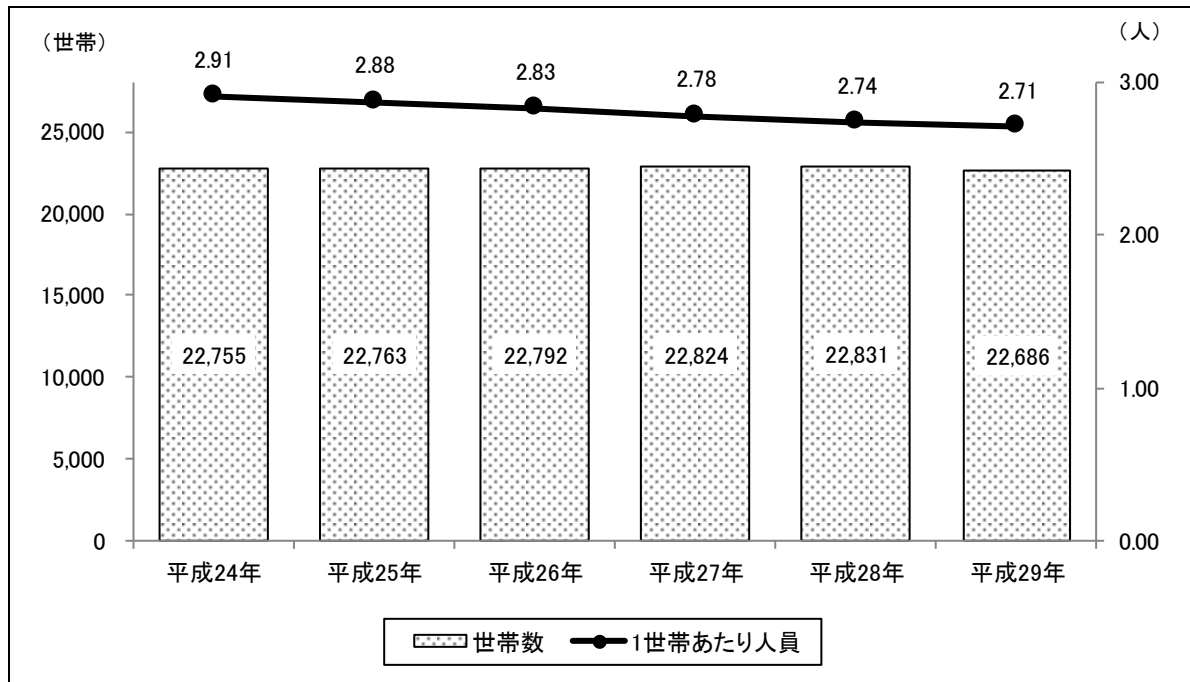
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、日本人）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成29年10月1日現在で22,686世帯となっており、平成24年以降緩やかな増加傾向にありましたが、平成28年をピークとして、やや減少しています。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成24年の2.91人から平成29年には、2.71人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在、日本人）

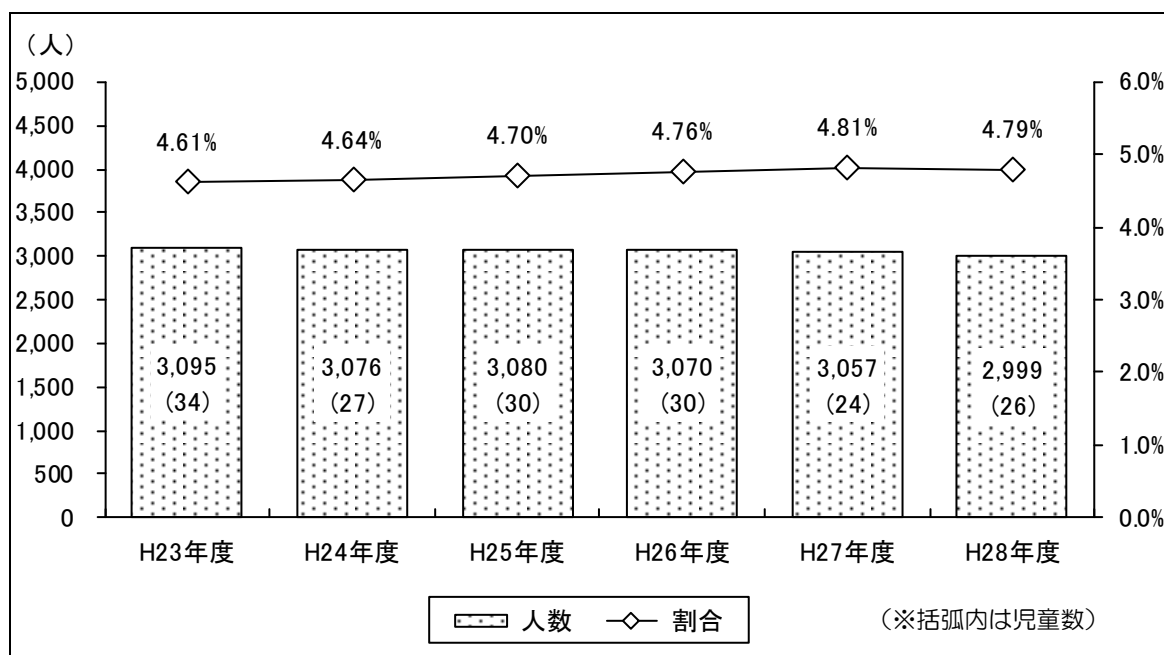
2 障害者手帳等の状況

(1) 身体障がい者（児）の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していますが、総人口に占める割合は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

等級別では、それぞれ増減傾向に違いがあるものの、平成23年度から平成28年度までの5年間の増減幅をみると「5級」を除いて、減少傾向にあります。また種類別にみると、「肢体不自由」が多くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
等級別	1級	878	878	887	879	892	871
	2級	517	518	506	490	464	459
	3級	577	562	561	557	562	550
	4級	658	661	677	677	671	654
	5級	154	145	138	151	159	165
	6級	311	312	311	316	309	300
種類別	視覚障がい	178	163	151	148	149	144
	聴覚・平衡機能障がい	406	401	396	395	385	369
	音声・言語・そしゃく機能障がい	38	38	35	38	35	35
	肢体不自由	1,803	1,809	1,824	1,808	1,781	1,738
	内部障がい	670	665	674	681	707	713
合計		3,095	3,076	3,080	3,070	3,057	2,999

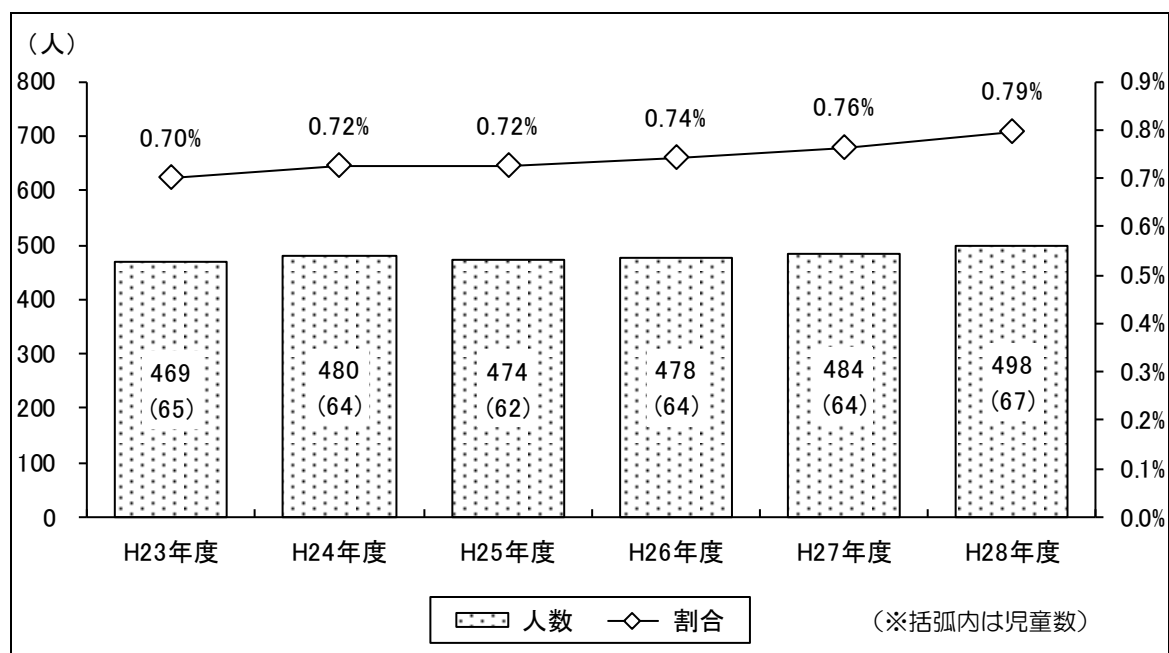
資料：市福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成23年度以降増加傾向にあり、平成28年度末現在で498人となっています。総人口に占める割合は、ほぼ横ばいの状況となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度・中度かつ身体障害者1～3級）所持者はほぼ横ばいに推移しており、B（軽度・中度）所持者は平成23年度以降増加傾向がみられます。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
等級別	A	190	188	191	189	190	189
	B	279	292	283	289	294	309
合計		469	480	474	478	484	498

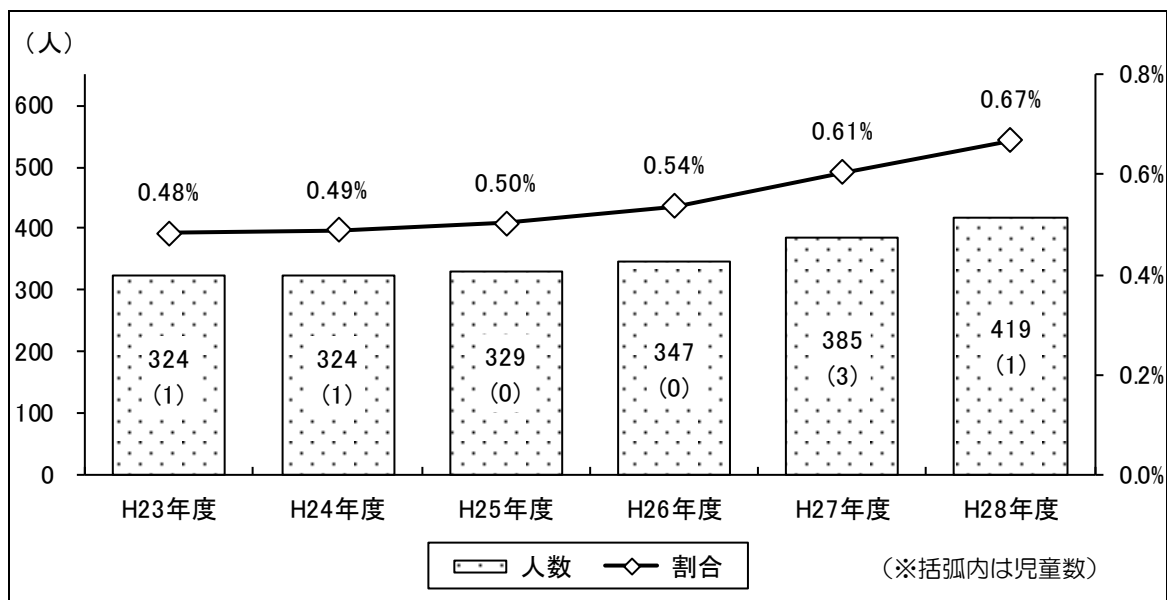
資料：市福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者（児）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度以降年々増加しています。また、総人口に占める割合も増加しています。

等級別では、「2級」「3級」で全体の約9割を占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
等級別	1 級	51	51	53	53	52	59
	2 級	246	246	251	265	300	330
	3 級	27	27	25	29	33	30
合計		324	324	329	347	385	419

資料：市福祉課（各年度末現在）

3 アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、障がい者の状況を把握するとともに、障がい福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障がい福祉サービスを利用されている方のご意見をお聞かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

i) 福祉に関するアンケート調査

- 調査対象：市内在住で身体障害者手帳、又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から、無作為に抽出しました。
- 調査期間：平成 29 年 8 月 10 日～8 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	回収率
400 人	243 人	60.8%

ii) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）

- 調査対象：障がい児及びその家族
- 調査期間：平成 29 年 8 月 10 日～8 月 21 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

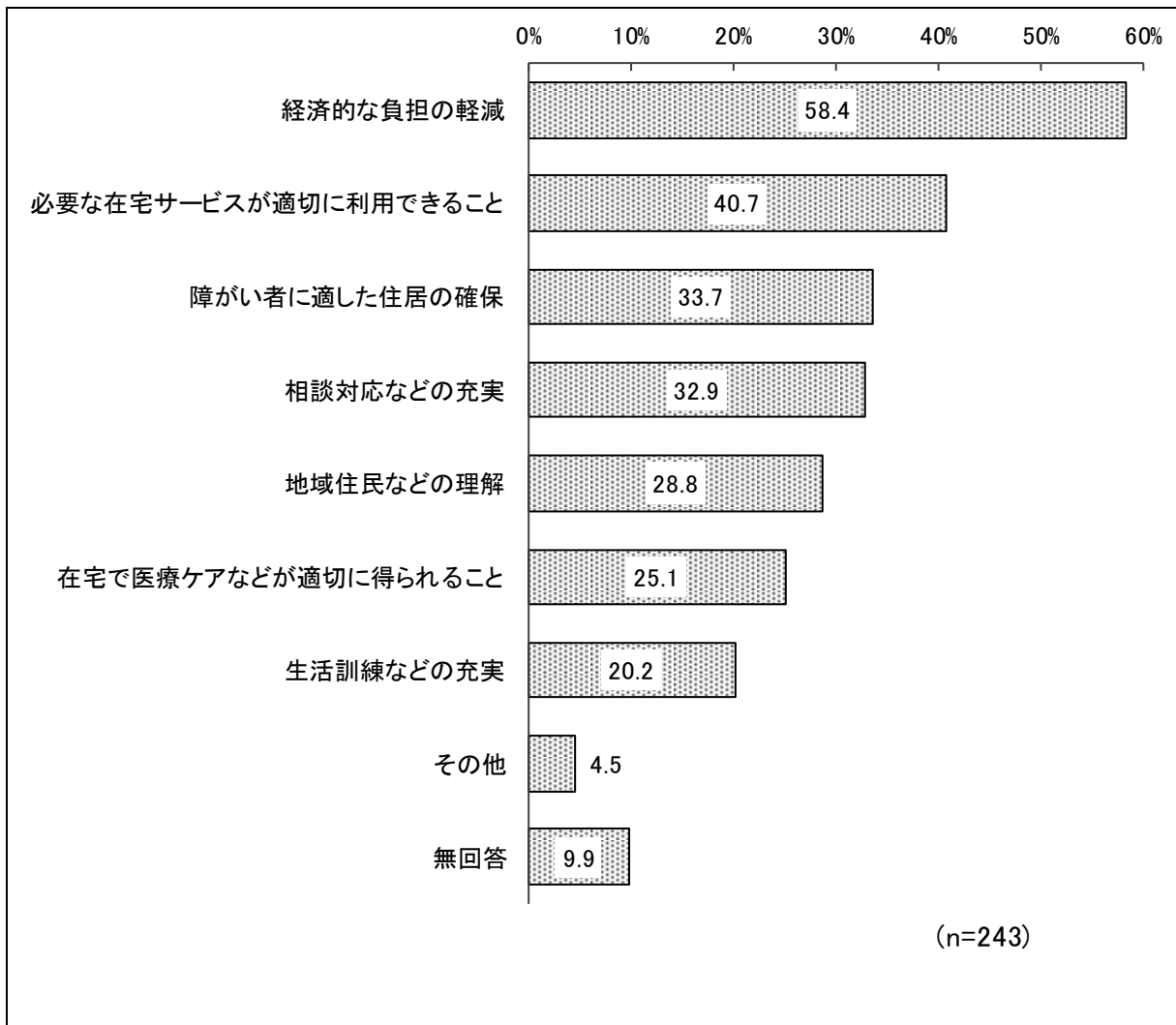
配布数	回収数	回収率
32 人	21 人	65.6%

(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要

※結果は一部です。

1. 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が58.4%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が40.7%、「障がい者に適した住居の確保」が33.7%となっています。

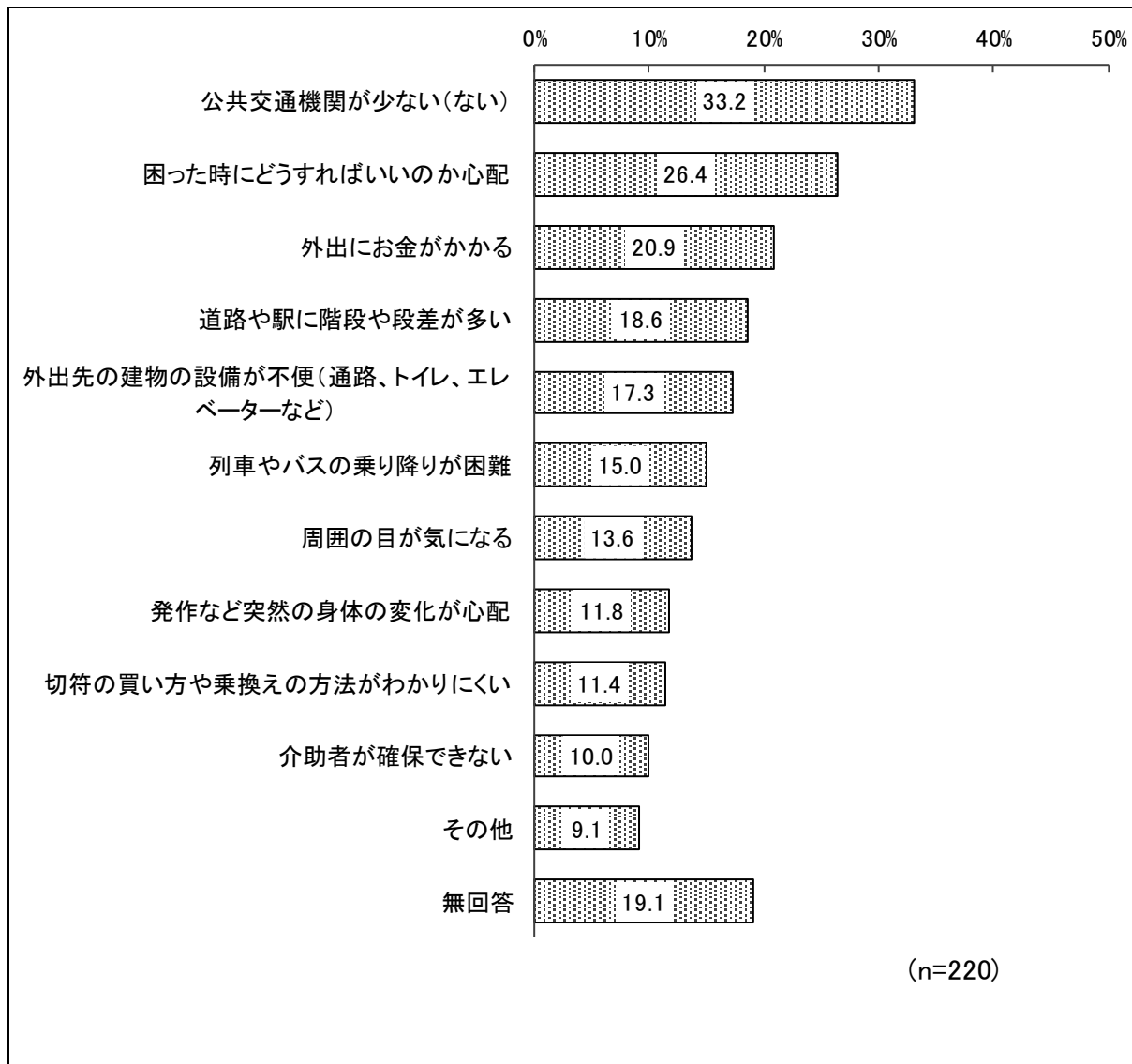


【その他】

- 今はこのままで良いと思う
- 地域での生活不可能
- 高齢、単身者の為の安価な介護付・見守付の住宅
- 家を維持できない時の対策
- 利用施設の充実 等

2. 外出する時に困ること

外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が 33.2%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 26.4%、「外出にお金がかかる」が 20.9%となっています。

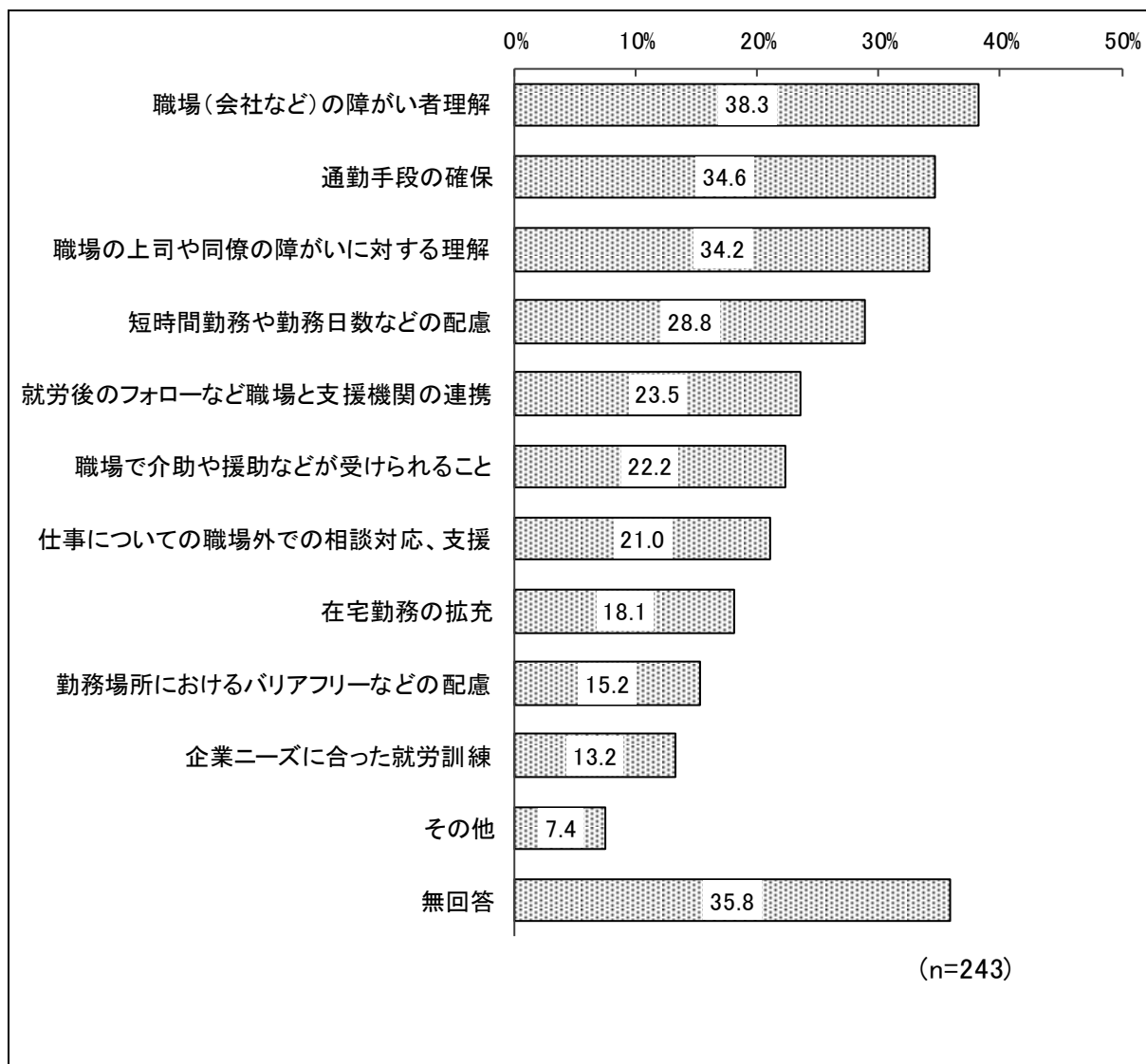


【その他】

- バス停が路上にあって危険（山辺里のバス停（村上営業所方面））
- 健康の為に歩く事を目的としている
- 障がい者専用駐車場の使用
- 雨やお天気が悪いときは傘がもてないので困る。
- 特になし 等

3. 必要だと思う障がい者就労支援

必要だと思う障がい者の就労支援としては、全体でみると「職場（会社など）の障がい者理解」が 38.3%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が 34.6%、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が 34.2%となっています。

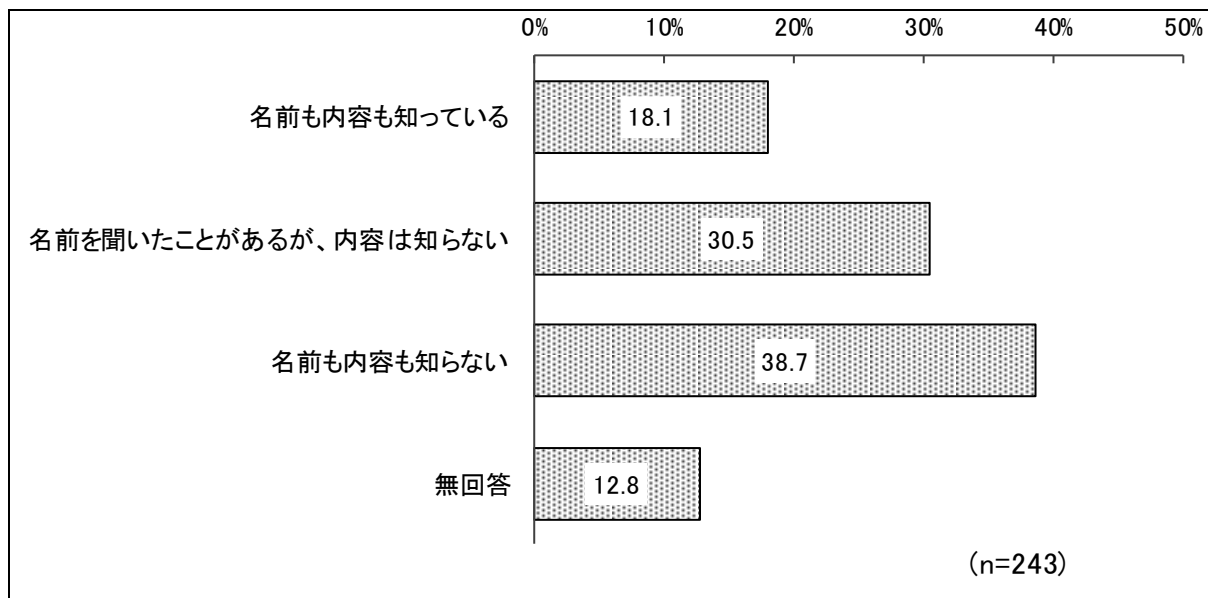


【その他】

- ・ 特になし、今の生活で満足
- ・ 適正にあった仕事があること
- ・ 難しい話だが企業も障がい者も無理をしないで済むように
- ・ 障がいに応じた職種作業などの掘り起こし 等

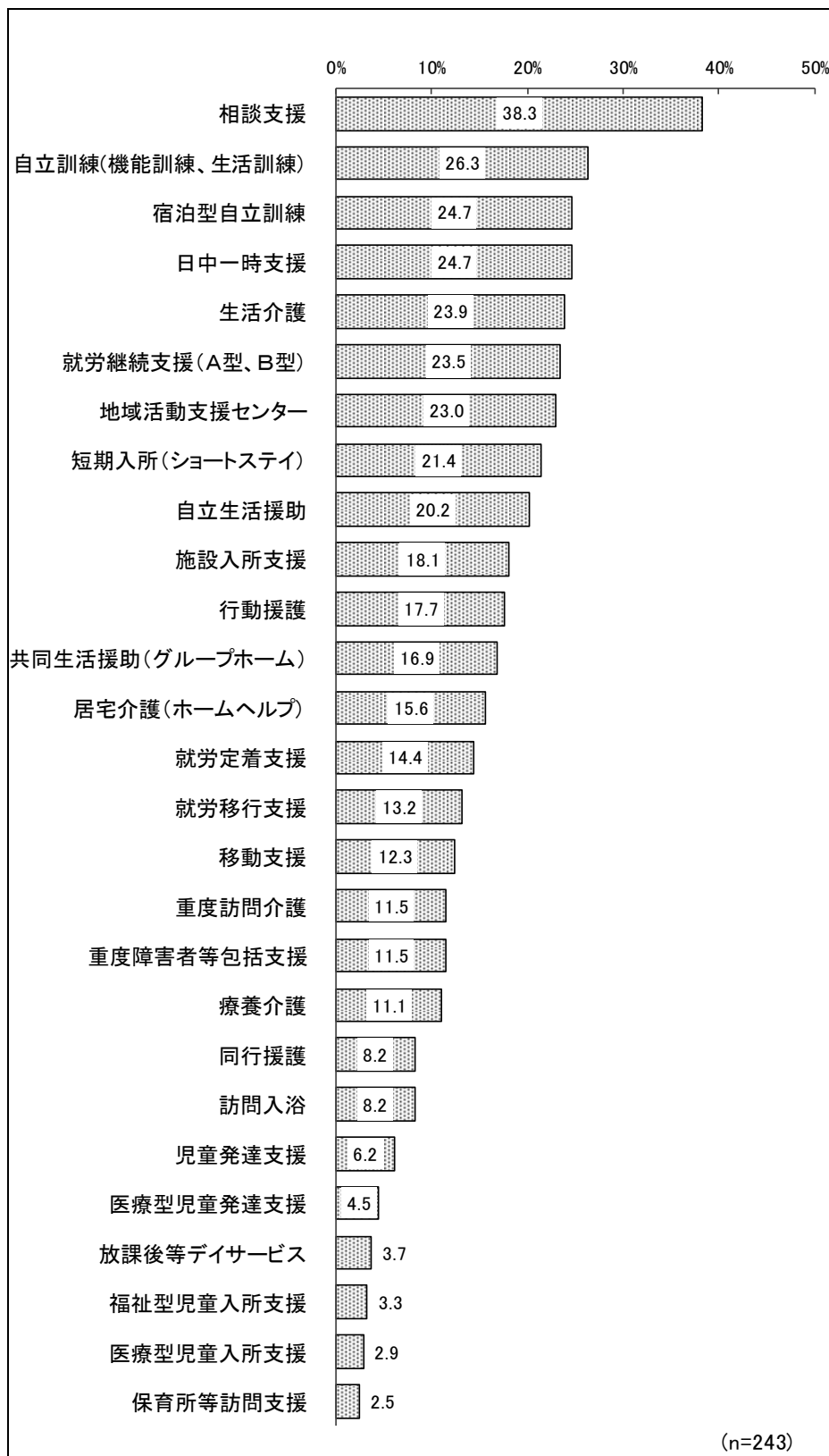
4. 成年後見制度について

成年後見制度については、全体で見ると「名前も内容も知らない」が 38.7%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.5%、「名前も内容も知っている」が 18.1%となっています。



5. 今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

今後、利用したいと思う障がい福祉サービスは、「相談支援」が38.3%と最も高く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が26.3%、「宿泊型自立訓練」と「日中一時支援」が同水準の24.7%となっています。

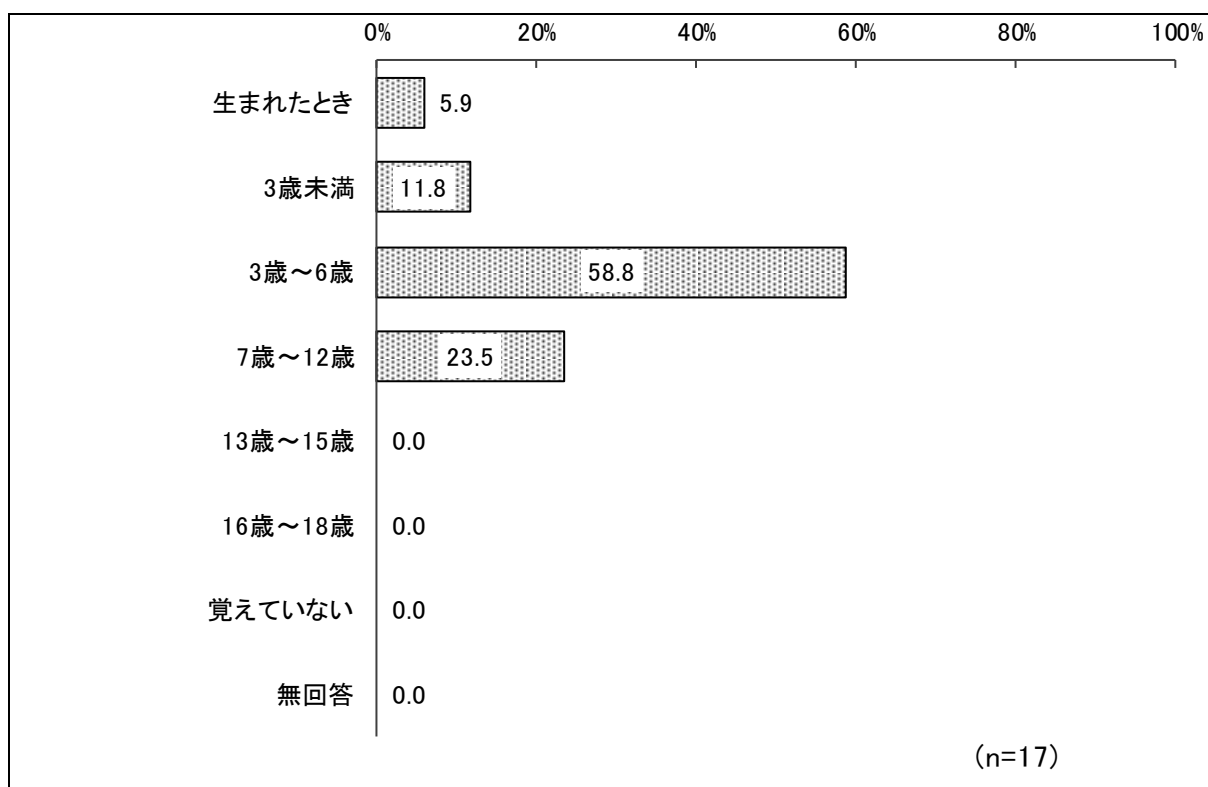


(3) 障がい者福祉に関するアンケート調査（障がい児用）結果概要

※結果は一部です。

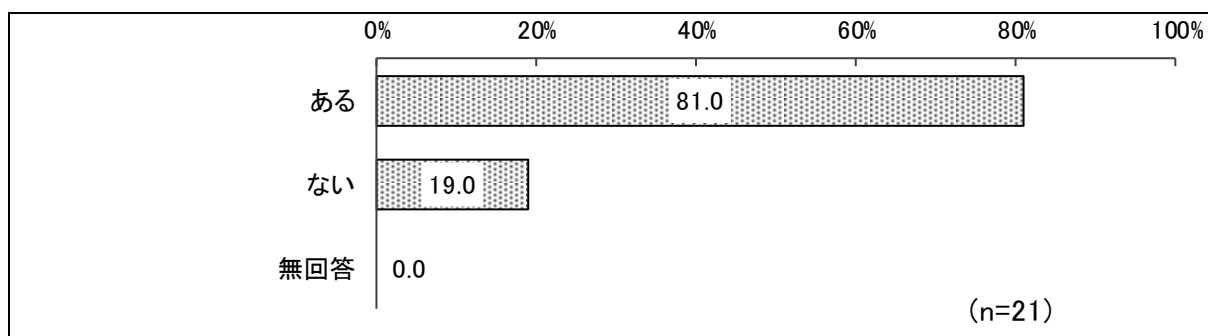
1. 障害者手帳を取得した時期について

障害者手帳（身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得した時期は、「3歳～6歳」が58.8%と最も高く、次いで「7歳～12歳」が23.5%、「3歳未満」が11.8%となっています。



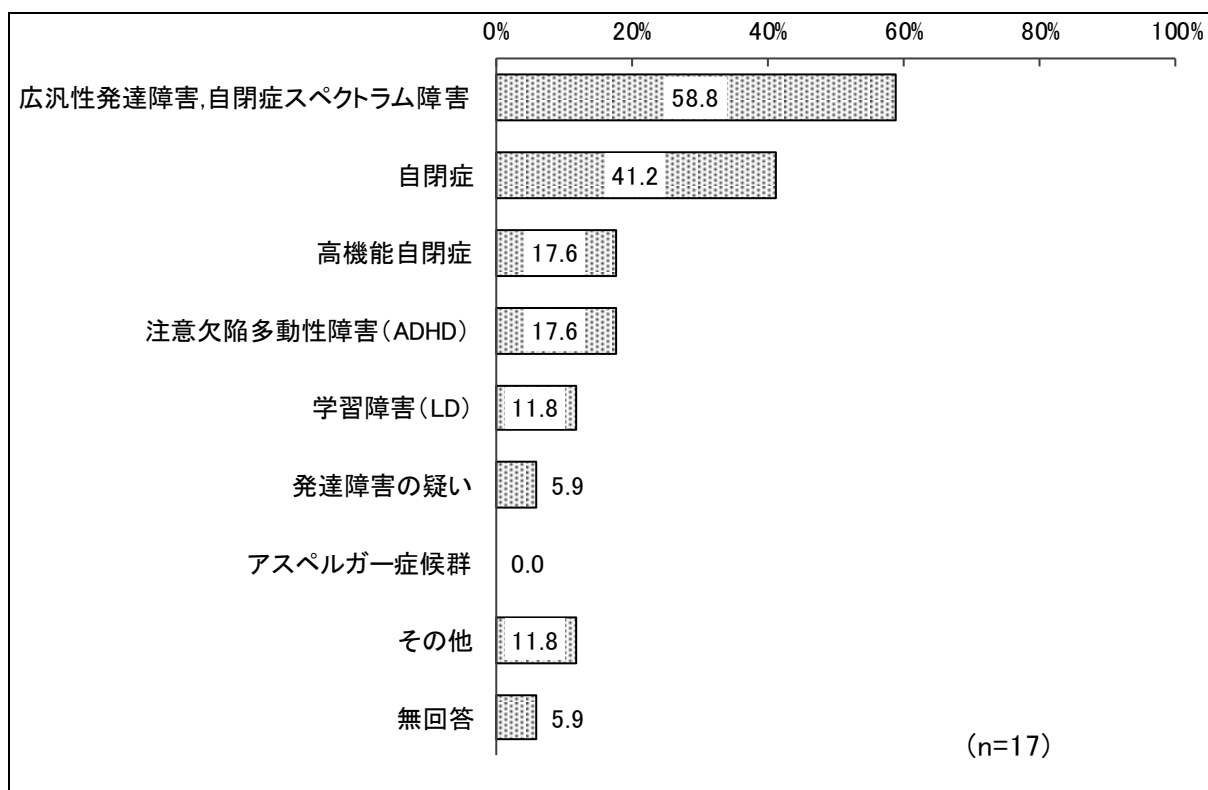
2. 発達障害の診断の有無について

発達障害の診断の有無は、「ある」が81.0%、「ない」が19.0%となっています。



3. 発達障害の種類について

本人の発達障害の種類は、「広汎性発達障害、自閉症スペクトラム障害」が58.8%と最も高く、次いで「自閉症」が41.2%、「高機能自閉症」と「注意欠陥多動性障害 (ADHD)」が同率で17.6%となっています。

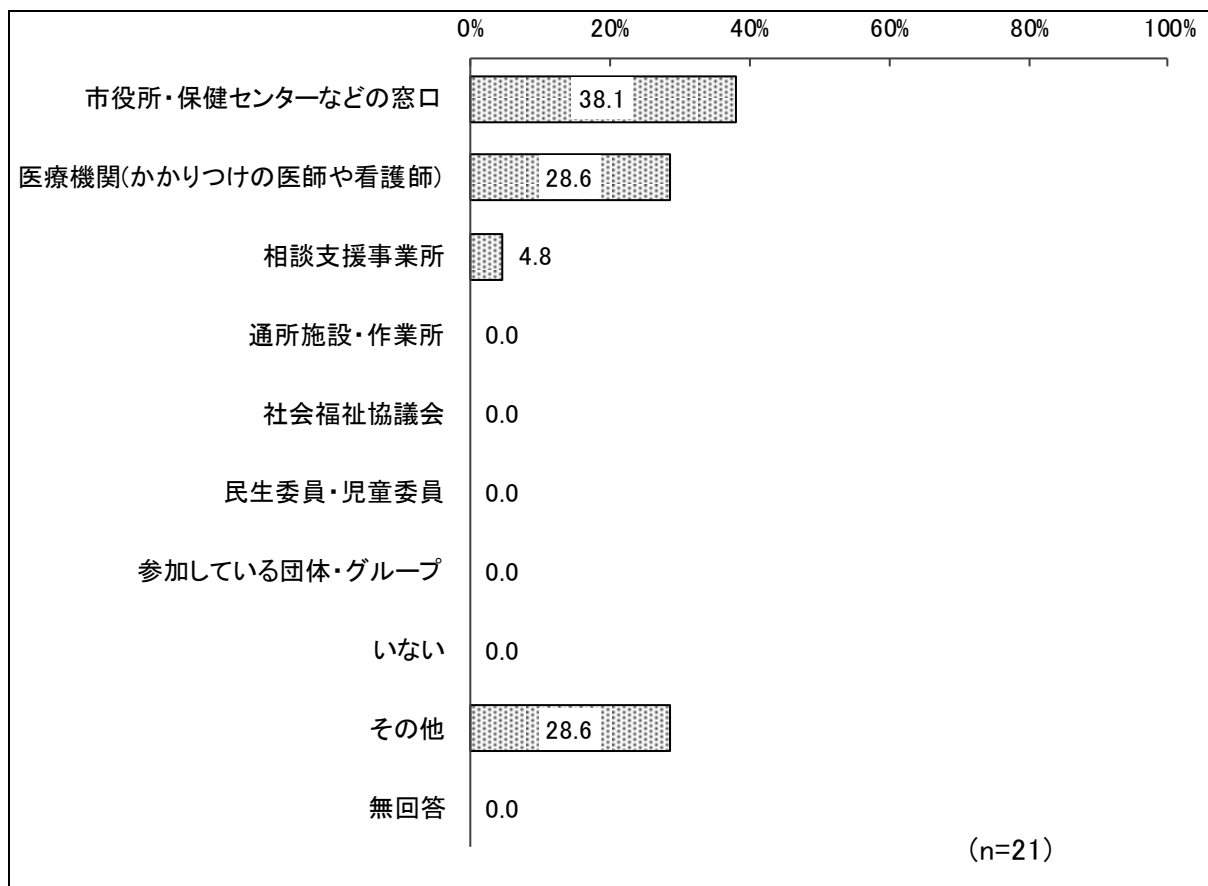


【その他】

・精神遅滞 等

4. 障がいのあることがわかった時、最初に相談した機関について

障がいのあることがわかった時、最初に相談した機関は、「市役所・保健センターなどの窓口」が38.1%と最も高く、次いで「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」と「その他」が同率で28.6%となっています。

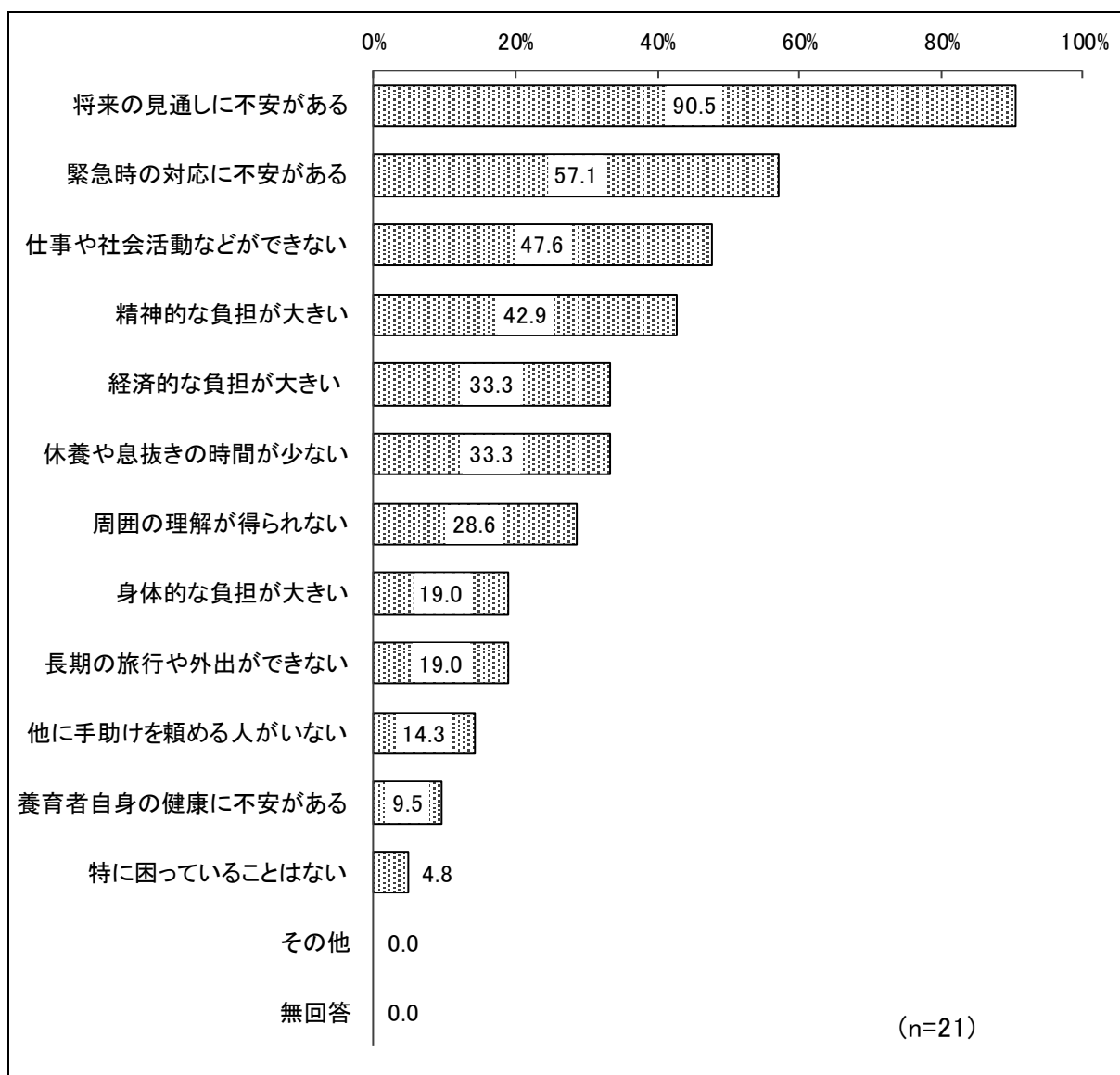


【その他】

- 家族
- ことばとこころの相談室
- 自閉症協会
- 児童相談所 等

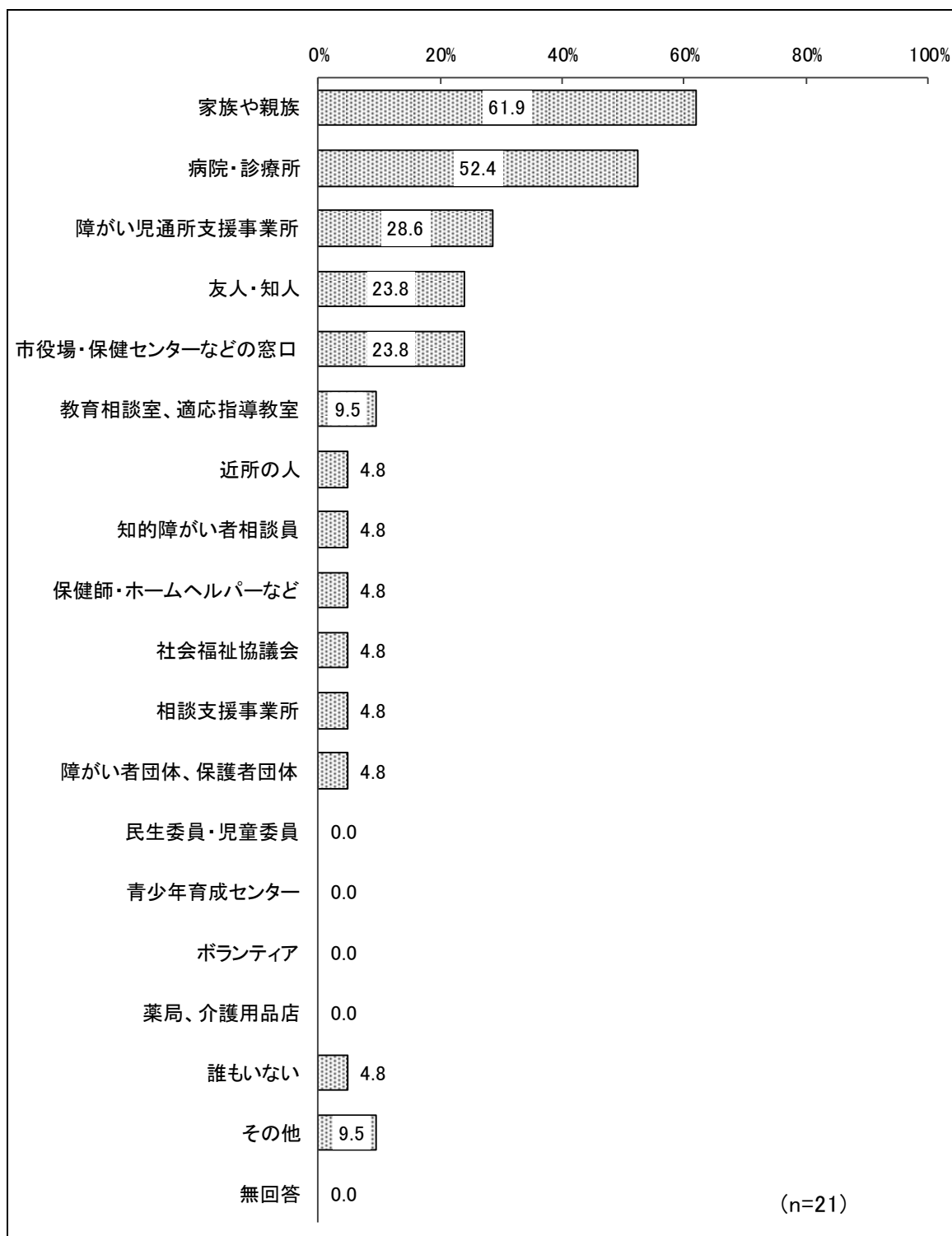
5. 現在困っていることについて

現在困っていることは、「将来の見通しに不安がある」が90.5%と最も高く、次いで「緊急時の対応に不安がある」が57.1%、「仕事や社会活動などができない」が47.6%、「精神的な負担が大きい」が42.9%となっています。



6. 困ったときの相談先について

困ったときの相談先は、「家族や親族」が61.9%と最も高く、次いで「病院・診療所」が52.4%、「障がい児通所支援事業所」が28.6%となっています。

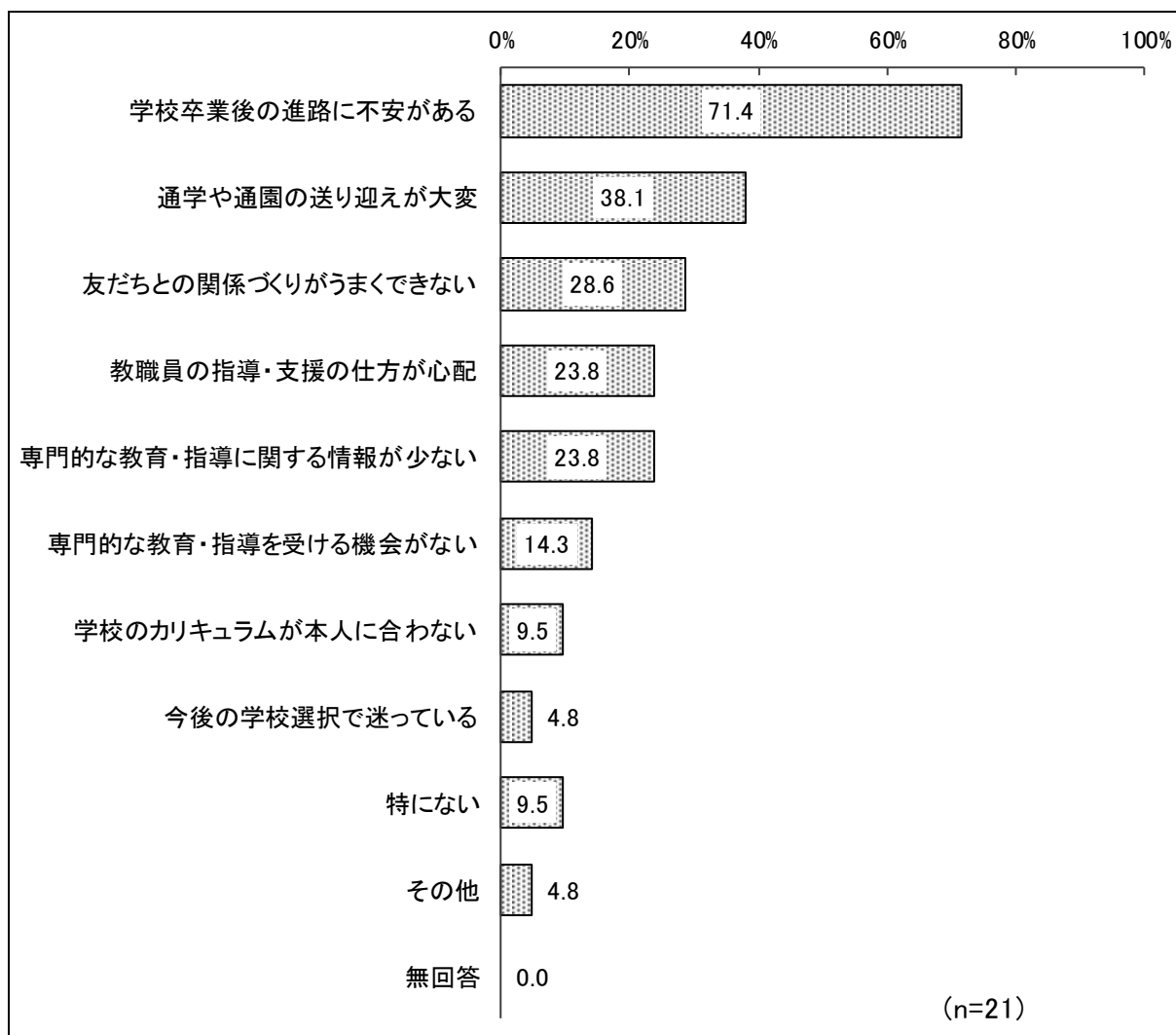


【その他】

・保育園 等

7. 学校教育について困っていることについて

学校教育について困っていることは、「学校卒業後の進路に不安がある」が71.4%と最も高く、次いで「通学や通園の送り迎えが大変」が38.1%、「友だちとの関係づくりがうまくできない」が28.6%となっています。

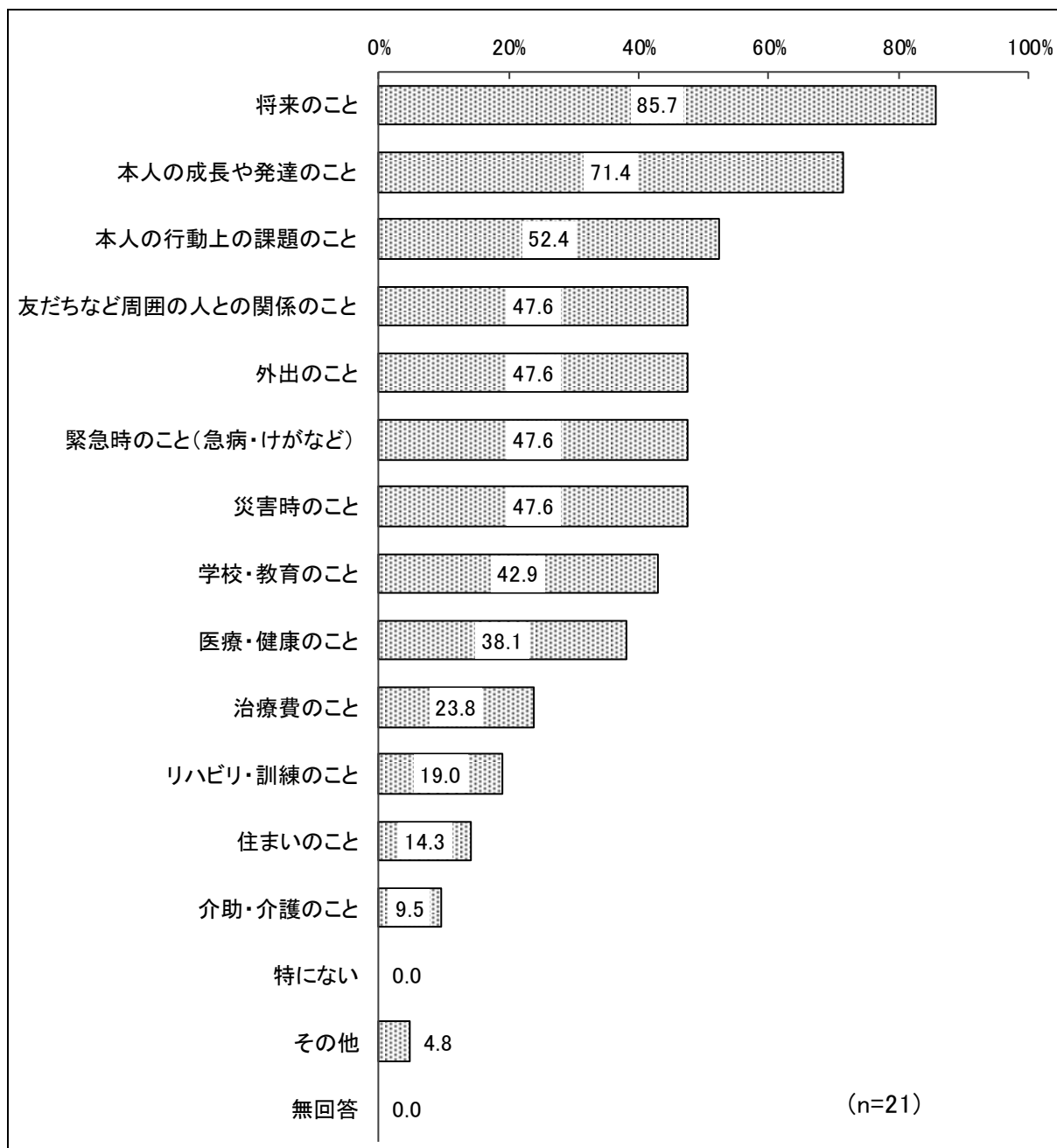


【その他】

- ・学校に行っているが、ついていけない。人よりゆっくりである 等

8. 日常生活の中で不安に思うことや改善したいことについて

日常生活の中で不安に思うことや改善したいことは、「将来のこと」が85.7%と最も高く、次いで「本人の成長や発達のこと」が71.4%、「本人の行動上の課題のこと」が52.4%となっています。

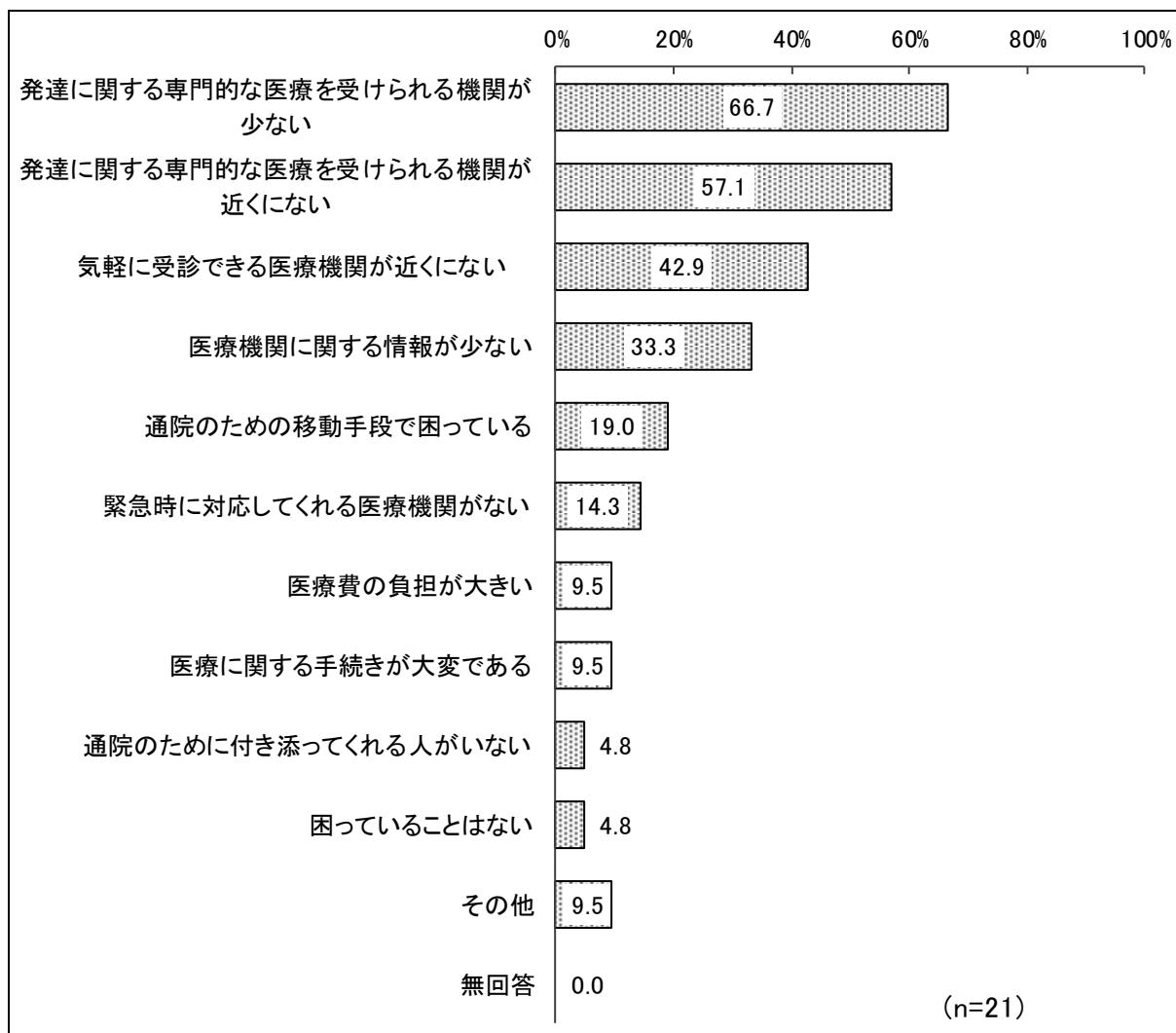


【その他】

- ・見た目が普通の子に見えるので、地域の人から甘えているやわがまと思われる事がつらい
- ・バカにされていじめにあう事がないか心配で不安 等

9. 医療に関して困っていることについて

医療に関して困っていることは、「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が少ない」が 66.7%と最も高く、次いで「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない」が 57.1%、「気軽に受診できる医療機関が近くにない」が 42.9%となっています。



【その他】

- ・ 専門的な先生がいないように思う
- ・ 知的障がいのある子供の視力検査や歯のレントゲン 等

第2編 障がい者計画

第 1 章 基本的考え方

1 障がい福祉をめぐる課題

近年の動向を踏まえた、第3次障がい者計画策定の課題は次のとおりです。

▶課題1 希望する福祉サービスをいつでも受けられるまち

利用したいと思う障がい福祉サービスでは、様々なサービスが挙げられており、障がい者が必要とする支援やサービスは多様化してきています。今後は、障がい者が地域の中で必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、質の充実に取り組んでいくことが求められます。

また、相談体制を充実させることで、こうした障がい者のニーズに応じた必要なサービスへ適切につながるようにすることはもちろんですが、今後、必要とされるニーズの把握や障がい者に寄り添った施策を展開していくためにも、障がい者や介護者の方の声を汲み取っていくことが必要です。

▶課題2 地域での生活が続けられるまち

これまで地域で生活してきた障がい者の方が今後も引き続き地域で生活していけるように、また、施設等を出て、地域で暮らしていきたいと考えている方も地域で生活していけるように、地域で安心して自立した生活を送れるような環境づくりを進めていく必要があります。特に地域生活への移行を進めるには、グループホーム等の居住の場を確保したり、外出する際の移動支援の確保や公共施設等のバリアフリー化、災害時の避難体制等の確保なども進めていく必要があります。

▶課題3 就労の場の整備

障がい者の自立のためには、経済的な基盤を確保することが求められています。その中で、法律に基づき働く場をつくっている企業等は増えていますが、障がいへの理解が進んでいない状況もみられます。障がい者が働き続けられる職場環境をつくっていくためには、企業など受け入れ側の理解とそのための支援を行っていくことが必要です。また、就労に関する相談や就労訓練などを行い、障がい者への就労支援にも継続して取り組んでいく必要があります。

▶課題4 権利擁護¹の推進

障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的にも精神的にも支えられなくなってきている状況がみられます。成年後見制度²や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の認知度がいまだに低いことから、今後の生活の不安を解消するために、制度や内容の普及を行い、社会福祉協議会とも連携して進めていく必要があります。

障がい者に対する差別の解消や障がい者の権利に対する正しい知識の普及を推進するためには、市民や団体も巻き込みながら、障がいへの理解を深める啓発活動や交流活動等の継続的な取組とともに、虐待防止のための啓発活動や、虐待等に的確に対応していくための体制を整備していく必要もあります。

▶課題5 サービスを担う人材の養成及び確保

地域で生活するために必要な支援として、必要な在宅サービスが適切に利用できることが多く挙げられているように、必要とするサービスを質、量の両面から適切に受けられるよう体制の充実が求められており、中でも福祉分野でのサービスを担う人材の確保が大きな課題となっています。

このため、事業者が人材の資質向上を通じて新たな課題に的確に対応できるよう支援するとともに、特に地域移行が主眼となっている中で、地域移行支援や地域定着支援を担う事業所や、地域における支え合いを行う人材が求められているため、他分野や高齢者等の多様な人材を確保し、こうした人材が定着していくよう労働環境の整備を図っていく必要があります。

また、障がい福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画を作成する必要があることから、相談支援専門員の確保も大きな課題です。

▶課題6 障がい児の支援体制の充実

障がい児の保護者にとって、日常生活や学校教育において困っていること、不安なこととして、将来のこと、介護する側の負担、将来の不安につながる現在の課題などが挙げられていますが、これらに適切に対応していくため、相談体制を充実させ、支援や福祉サービスに結び付けていくとともに、相談を受けた内容を今後の施策に結び付けていく必要があります。

また、医療に関しては、身近で十分な医療を受けられないことが多く挙げられていることから、必要な医療を身近で受診できる環境を充実させていくため、関係機関等との連携を図り、こうした情報を必要とする人に対して、しっかりと情報伝達していくことが必要です。

¹ 「権利擁護」：認知症や知的障がい者等で判断能力が不十分な人が安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うことをいいます。

² 「成年後見制度」：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。

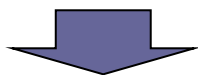
2 基本理念

以上のような課題を踏まえ、さらに上位計画の総合計画の方針と合わせて、第3次村上市障がい者計画の基本理念を次のように定めます。

基本構想においては、まちの将来像として示された「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」を基本として、健康・福祉分野における基本目標を「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」としています。基本理念としては、支え合い、安心、個性の尊重に加え、障がい者の自立をキーワードとして、以下のとおりとします。

保健・福祉分野の基本目標

いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり



障がい者計画における基本理念

**お互いの個性を尊重し、生き活きと安心して暮らせる
支え合いのまちづくり**

3 基本目標

以上の基本理念を基本として、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 1 安心できる地域生活の実現

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスを利用できる環境づくりが望まれます。

このため、関係事業所との協力のもと、グループホームの整備等在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスも含め、様々な分野で多様な質の高いサービスを提供できる体制を整え、包括的な支援体制を目指します。

また、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための支援の推進を図り、快適に生活できるまちづくりを進めます。

基本目標 2 障がい者の自立支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、安定した経済的な基盤とそれぞれのライフステージ¹において活動を促す環境を整えることが必要です。

そのためには、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて、一般就労や就労継続支援A型、B型等の支援を推進します。

また、障がい者の人生の各段階で、障がいのある人もない人も共に、お互いの理解を深めながら社会参加できるまちづくりを進めます。

基本目標 3 権利擁護のための体制整備

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、地域の中で、障がいのある人がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定を尊重する必要があります。意思決定が極めて困難な場合であっても、障がい者（児）本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出しながら代弁し、代行できる体制を整備することにより、障がい者（児）が主体性を発揮できるように努めます。

¹ 「ライフステージ」：人間の人生を段階区分したもので、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のことをいいます。

基本目標 4 障がい児の支援体制整備

発達に遅れや障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、児童福祉法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

4 基本施策

この基本理念を実現するため、市民、企業、そして行政が協働して、障がいのある人もない人も、自分らしく生きるまちづくりを進めるため、障がい福祉計画の具体的なサービス基盤整備の補完を踏まえ、9つの基本的な施策を掲げます。

1 「安全・安心のまちづくり」

障がい者が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

障がい者が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害時の避難などあらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、障がい者にとって安心できるまちづくりを進めます。

2 「生活支援の充実」

利用者本位の考え方にたって、地域生活支援事業の根幹となる地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのある全ての人に対して豊かな地域生活の実現に向けたサービスを提供します。

3 「保健・医療の充実と障がい発生の予防」

障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

4 「雇用・就労の支援」

雇用・就労は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がいのある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう整備を図ります。

5 「社会参加の促進」

障がい者の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。選挙や政治参加において、障がい者が一般の人と格差が生じないように、情報提供など、条件整備を進めます。

また、健康で文化的な生活を送るために、文化活動やスポーツに参加できる体制づくりを進めます。

6 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

障がい者（児）が地域で暮らししていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいの理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会¹の実現を目指します。

また、障がい者（児）への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むほか、成年後見制度の利用促進など、一層、権利擁護を推進します。

7 「教育の充実」

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、学習障がい²、注意欠陥・多動性障がい³、自閉症⁴などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。

8 「障がい児の支援体制の整備」

発達に遅れや障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、児童福祉法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

9 「計画の推進体制」

障がい者を支える福祉サービスなどの事業の安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所や周辺市町村、地域との連携により体制整備を進めます。

¹ 「共生社会」：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者（児）等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことをいいます。

² 「学習障がい」：基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

³ 「注意欠陥・多動性障がい」：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

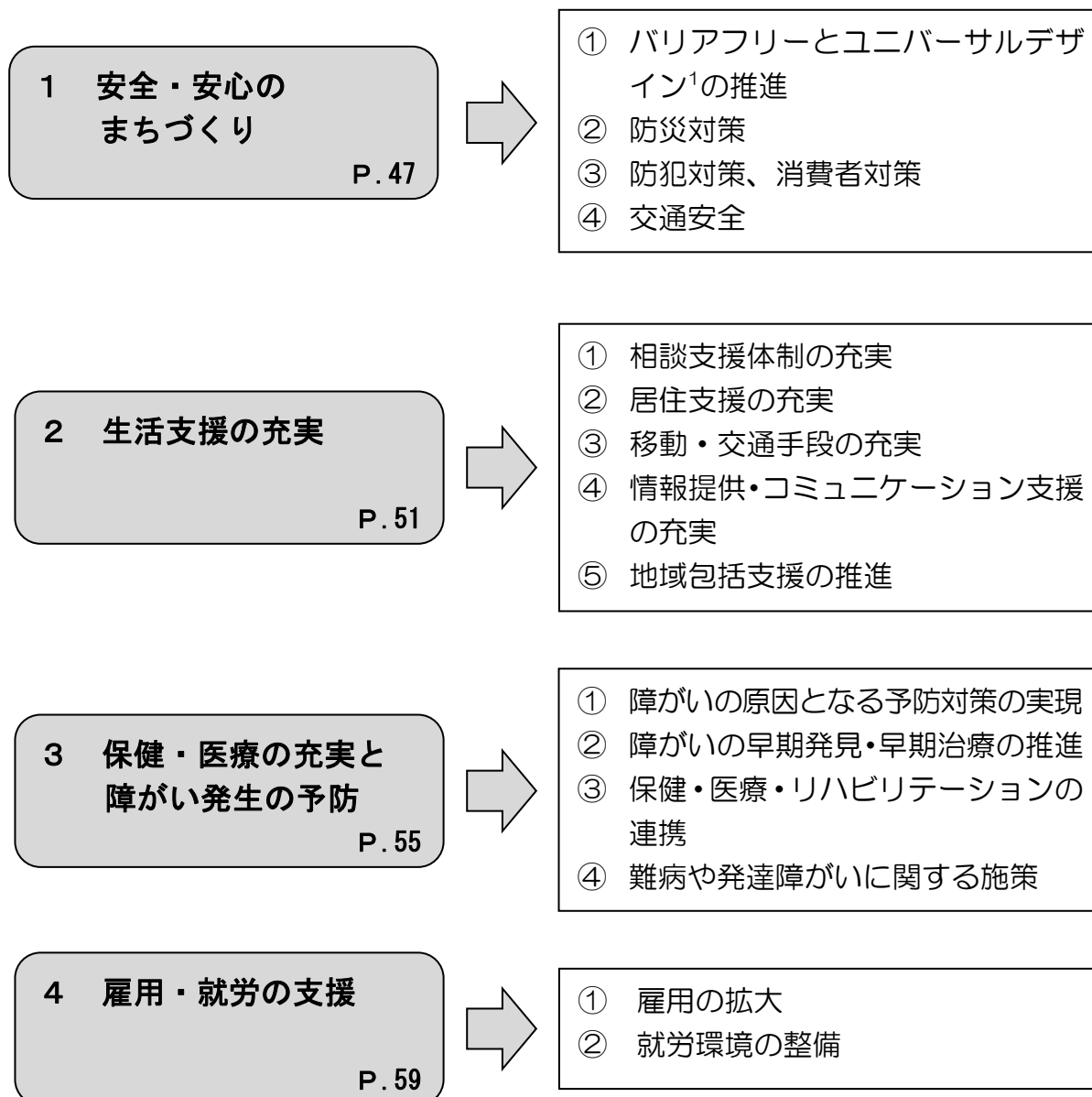
⁴ 「自閉症」：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

5 施策の体系

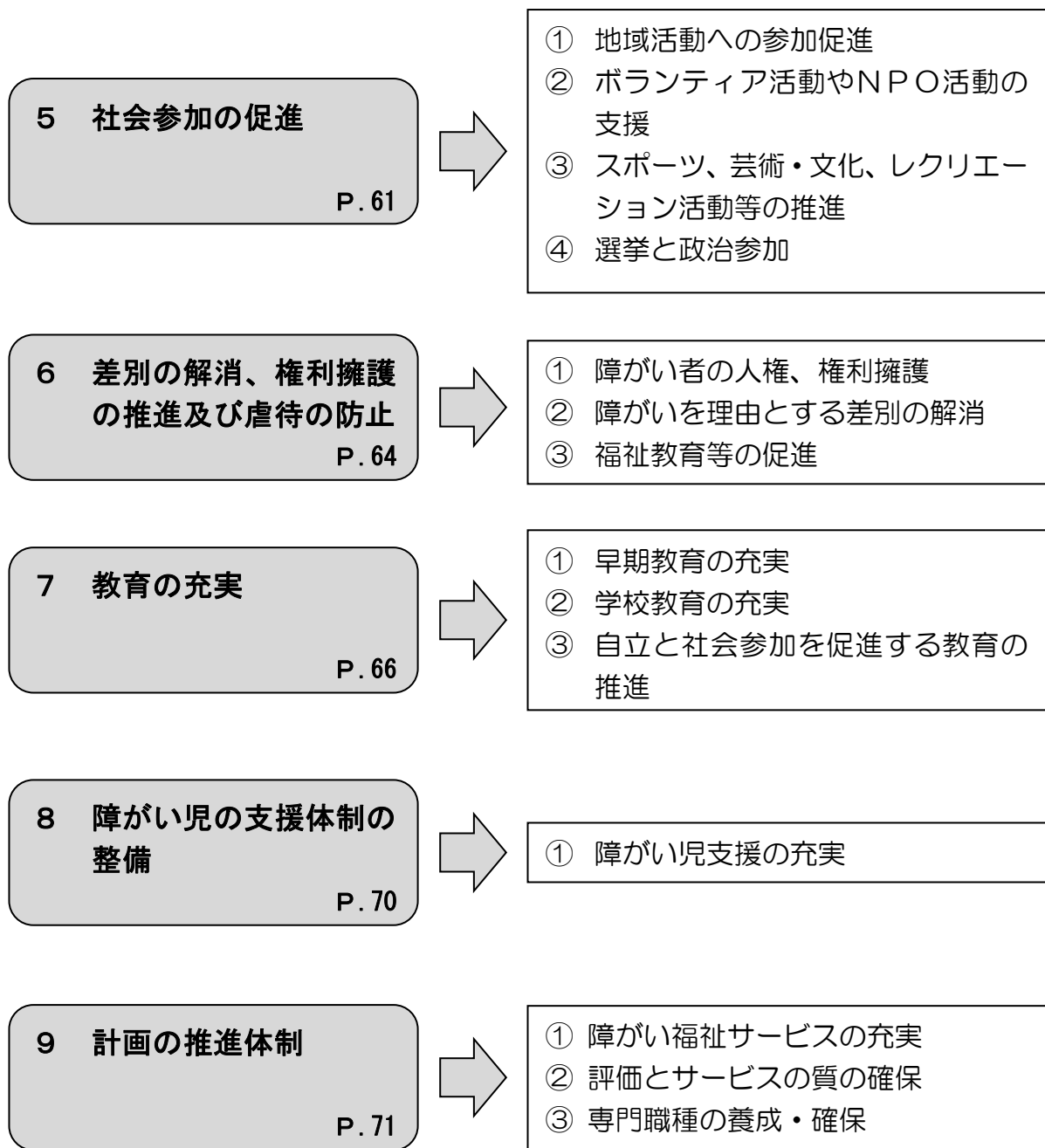
本計画の施策の体系を次のように定めます。

(9つの基本施策)

(関連施策の体系)



¹ 「ユニバーサルデザイン」：性別や年齢、障がいの有無に関わらず、全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方のことです。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。



第2章 基本計画

基本施策 1 安全・安心のまちづくり

障がい者が地域で安全・安心に過ごせるまちづくりが求められています。障がい者の日常生活上及び就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち、社会参加していくために、外出することは大切なことです。そのためには、障がい者にとって外出が容易にできる生活環境の整備が必要です。本市においては、道路をはじめとした生活空間、公共的建物等のバリアフリー化、公共交通の確保といった取組を進めていますが、引き続き、障がい者にとって住みよいまちづくりに取り組んでいきます。また、障がい者は災害や犯罪などに対して非常に弱い立場であり、周りからの支援が必要です。障がい者の防災や防犯のために、市のみならず、市民、関係機関との連携を図りながら、緊急時の体制整備や情報提供に努めます。

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【施策の方針】

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー新法¹に基づき道路、公園、交通機関をはじめ、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環境づくりを進めます。

さらに、障がい者に配慮された環境の整備を通して、障がいのある人もない人も全ての人にとって配慮がなされたユニバーサルデザインの考えのもと、まちづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	・障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。

¹ 「バリアフリー新法」：正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月施行）です。旅客施設、特定建築物（学校、病院、ホテル等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段等）などで、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められています。

施策・事業	施策の概要
② オストメイト ¹ 対応トイレの設置	・多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等、市施設の改善、整備を行い高齢者や障がいのある人等にやさしいまちづくりを進めます。
③ 安全で快適な道づくり	・歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりをします。また、看板や駐輪など路上に障がい物がない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
④ 公園環境の整備	・公園や観光施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内板等の設置に努めます。
⑤ 交通機関のバリアフリー化	・バス路線やJR羽越本線、栗島航路などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー化を働きかけます。
⑥ 民間建築物の整備改善の促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑦ 利用者の安全確保に向けた取組	・サービス事業所において、平時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めます。

2 防災対策

【施策の方針】

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい者が安心して地域生活が送れるよう、市全体で防災対策に努めます。障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、避難行動要支援者名簿²の整備とその活用が課題となっており、誰が誰をどのように支援するかといった具体的な検討が必要です。市地域防災計画の見直し時には、災害発生時における自力で避難できない人の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて、検討を進め、あわせて避難行動要支援者名簿の整備や活用について検討していきます。

¹ 「オストメイト」：がんや事故などにより、消化器や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開部を造設した人のことをいいます（人工肛門保有者・人工ぼうこう保有者ともいいます。）。

² 「避難行動要支援者名簿」：要配慮者のうち、災害が発生したり、発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人の避難の支援等を実施するための基礎とする名簿です。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 避難誘導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制について検討します。
② 災害時の障がい者の受け入れ体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者などの要配慮者の災害時の収容を想定して、二次的避難所（福祉避難所）を設定し、受け入れ体制について検討を行います。 現在 23 施設と協定を締結しておりますが、更に協定締結施設数の増加を図っていきます。
③ 障がい者など避難行動要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、現状を加味した上で、避難行動要支援者の支援プランやマニュアルづくりを目指します。
④ 緊急通信システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化を図ります。 通信会社との連携により、緊急情報の一斉配信など連絡方法について研究を進め、障がい者に対しては、聴覚・言語機能障がいのある人のためにファクシミリによる119番通報などそれぞれの状態に適した通信手段を検討します。 機器を貸与し、緊急通報体制の充実を図っている緊急通報システム事業のPRを行い、要配慮者の緊急通報体制の強化に取り組んでいきます。
⑤ 地域ぐるみの防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災組織を中心に高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
⑥ 避難行動要支援者名簿の整備と災害時見守りカードの活用	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難行動要支援者名簿を整備し、単独で避難することが困難な障がい者を、災害時等の緊急時に誰が誰をどのように支援するのか、また、具体的な避難方法等を区長及び民生委員の協力を得ながら検討し、避難に必要な各種情報を記載した「災害時見守りカード」を作成し、緊急時に活用できるよう備えます。 区長及び民生委員との連携を強化し、各自治会の理解、協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備及び見守りカードの作成に取り組んでいきます。

3 防犯対策、消費者対策

【施策の方針】

障がい者が犯罪にあわないように、自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 防犯組織の強化	・自治会との連携により、自主防衛組織の結成・育成を支援し、見守り体制の強化を目指します。
② 消費者対策の充実	・振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化します。また、悪質な商取引に巻き込まれないよう、啓発に努めます。

4 交通安全

【施策の方針】

障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全なまちづくりを進めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 交通安全対策	・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等と連携を図りながら、障がい者に対する安全教室の実施などの対策を強化します。 ・村上警察署に横断歩道及び信号機の設置要望等を継続していきます。

基本施策 2 生活支援の充実

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や現在社会福祉施設に入所中の障がい者の地域生活移行を進めていくために、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備に取り組むことが必要です。また、地域生活に必要な買い物支援や移動手段なども課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的に実施し、自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業や地域活動支援センター事業の充実に努めます。そのためにも相談支援事業所、又は相談支援専門員の確保及び負担軽減措置などの検討が必要です。地域生活を支援する支援体制の整備やネットワークの構築を推進します。各種年金、医療費助成、手当等は障がいのある人の重要な経済的基盤になることから、その制度内容等についての情報の提供を行い、制度の適正な運用を目指します。また、精神障がいのある人に対する各種割引制度の拡充を関係機関等に働きかけます。

1 相談支援体制の充実

【施策の方針】

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりとして、村上・岩船地域自立支援協議会を中心としたネットワーク体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら、総合的かつ効果的なサービス基盤の整備に努めます。本市においては、障害者総合支援法におけるケアマネジメントに加え、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外の様々なサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① ケアマネジメント等の充実	<ul style="list-style-type: none">・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを行い、ケアプランの作成を行います。・地域における障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため在宅サービスの情報提供や利用の助言を行う「地域生活支援事業、相談支援事業」を継続して実施します。・障がいのある人の生活全般や更生援護、施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談支援事業を行います。さらに、精神障がいのある人の相談にも対応できるように精神保健福祉士等による相談体制の整備に取り組みます。・相談支援専門員の確保及び負担軽減措置などの検討をしていきます。

施策・事業	施策の概要
② 組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・村上・岩船地域自立支援協議会を中心に各機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう努めていきます。
③ 身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁・支所に窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。さらに、村上圏域内の福祉施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支援を行います。 ・相談支援事業所の確保に取り組みます。
④ 民生委員・児童委員の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発に努めます。

2 居住支援の充実

【施策の方針】

障がい者の地域移行にとって最も重要なことは、生活する住宅の確保です。自宅のほか、グループホーム等の確保が大きな課題であり、このため、それぞれの置かれた家庭環境等に応じて暮らしの場を選択できるよう、障害者総合支援法に基づく「グループホーム（共同生活援助）」の整備を行います。

また、自宅で生活する場合は、手すりの設置など住宅改修が必要となるため、そのための支援を行うなど、地域移行を支援します。加えて、公営住宅への入居促進など、市の住宅施策との調整の中で障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① グループホーム等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づくグループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。
② 住宅の確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業に取り組みます。 ・民間の空き住宅等について、その活用を検討します。 ・公営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整を行い、障がいのある人の住宅の確保に努めます。
③ 住宅改造の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたっての相談の充実と費用負担への支援を行います。

3 移動・交通手段の充実

【施策の方針】

障がい者の外出を支援し、毎日の行動を支援するために移動支援を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 移動支援事業	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護や同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。
② 交通費助成	・地域活動支援センターへの通所に要する交通費助成などの支援を行います。
③ 公共交通機関の割引制度	・公共交通機関を利用した際に割引となる制度の周知に努めます。
④ 同行援護の実施	・視覚障がい者に対する同行援護事業を実施します。そのために必要な人材の確保に努めます。

4 情報提供・コミュニケーション支援の充実

【施策の方針】

障がい者が障がい福祉制度をはじめ、必要な情報を入手し、コミュニケーションを容易に図れることが住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。広報などの既存の情報提供手段を有効活用するとともに、ICT（情報通信技術）などを活用した情報バリアフリー化の推進や手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職種の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 障がい者のためのホームページの充実	・障がい者が使いやすいホームページを提供できるよう取り組みます。
② 障がい者向けパンフレットの作成	・障がい者が使いやすいパンフレット等を作成します。

施策・事業	施策の概要
③ 手話奉仕員や要約筆記者の養成と派遣	・聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員や要約筆記者の養成を関係機関と連携し行います。また、個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

5 地域包括支援の推進

【施策の方針】

障がい者が地域で自立した生活を送るために、障がい者だけでなく、地域の全ての住民が役割を持ち、支え合いながら、公的な福祉サービスと協働した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築していきます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 障がい者に対応した地域包括支援の構築	・障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい者に対応した地域包括支援の構築を目指します。また、重度障がい者が安心して暮らせるよう支援を行います。
② 地域生活支援拠点の整備	・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備を進めます。
③ 基幹相談支援センターの整備	・地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの整備を進めます。

基本施策3 保健・医療の充実と障がい発生の予防

障がいの発生の原因となる疾病等の適切な予防を行うとともに、早期発見・早期治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

障がいが発見された場合には適切な医療、リハビリテーションの提供による障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。

また、心の健康づくり対策や相談体制の充実、地域の医療機関や相談支援事業所との連携にも努めます。

1 障がいの原因となる予防対策の実現

【施策の方針】

障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健指導の充実を図り、市民の健康保持・増進を促進します。また市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図り、市民の心の健康づくりを促進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、疾病の予防に努めます。・健診（検診）を受けやすい体制づくりや、健診（検診）後の保健指導を実施し、疾病の予防及び重症化を防ぐ取組を進めます。
② 事故の防止	<ul style="list-style-type: none">・障がいの原因となる事故を減らすよう交通安全対策を進めます。また、各事業所に対しても作業現場における安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくりに努めます。
③ 心の相談の充実	<ul style="list-style-type: none">・くらしとこころの総合相談会の実施など相談事業の充実により、精神的に負担を感じている人の軽減に努めます。・相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発に努め、関係機関との連携を構築します。・特定健診や新生児訪問の際にうつスクリーニング¹を実施し、ハイリスク者の把握と支援に努めます。
④ ひきこもり対策やうつの予防	<ul style="list-style-type: none">・ひきこもりやうつの予防として、外出支援や文化活動、交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいづくりを支援します。

¹ 「うつスクリーニング」：早期発見・早期治療を目的に、うつ病などの発症者や発症が予測される人を選別する医学的手法のことをいいます。

2 障がいの早期発見・早期治療の推進

【施策の方針】

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がいの軽減等のために障がい者施策の中で最も重要な課題の一つです。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たします。そのため、今後とも、医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。今後も障がい者に関わる保健・医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健の分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、村上地域振興局健康福祉部や県精神保健福祉センター等と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 乳幼児健康診査等の保健事業の充実	・乳幼児健康診査や健康相談を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、乳幼児健康診査等の受診率の向上に努め、未受診者への対応を図ります。
② 乳幼児サービスとの連携	・乳児や幼児を対象とする保育園等のサービス機関と保健師・家庭相談員等の連携により、保育園の巡回相談などで障がいの疑いのある児童に対して適切に対応することで、早期の障がい発見に努めます。
③ 障がいに関する正しい知識の普及・啓発	・研修会等を開催し、自閉症や知的障がい、軽度発達障がいなど障がいに関する情報提供を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。
④ 医療費の助成	・疾病の治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障害者医療費、精神障害者医療費等の助成を行います。

3 保健・医療・リハビリテーションの連携

【施策の方針】

がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障がいの発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能です。そして総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。そこで、若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策の強化を目指します。また、障がいのある人にとって、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーションの体制の充実を進めていくことが必要です。このため、障がいの程度を軽減し自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">健康の保持・増進や疾病の予防のため、健診や相談事業等を通して若年期からの生活習慣病予防対策を充実するなど、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。
② 障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">地域医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を身近で受診できる環境の充実に努めます。障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。医師の偏在や専門医の不足を防ぐため、関係機関や関係団体とともに医療資源の確保に努めます。
③ リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none">障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。
④ 在宅療養生活の支援	<ul style="list-style-type: none">障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化に努めます。在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を強化します。

施策・事業	施策の概要
⑤ 精神保健福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康の保持・増進のための啓発を行います。 ・思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対し、心の健康に関する相談事業の推進を図ります。 ・うつ病などの健康教育や健康相談、また自殺予防の普及 PR などを実施します。 ・市全体で、心の健康・自殺予防に取り組みます。

4 難病や発達障がいに関する施策

【施策の方針】

障害者総合支援法では、重症心身障がい児や高次脳機能障がい¹のほか、近年、発達障がいや強度行動障がい²などに対する具体的な支援策が求められています。このため、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域における障がい者支援の仕組みを構築していくことが求められます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 自閉症スペクトラム ³ 等への対応	・自閉症スペクトラム等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握と特別支援ネットワークの構築を行います。
② 高次脳機能障がいへの対応	・高次脳機能障がいの実態を把握し、県と連携し対応を検討します。
③ 難病対策の支援	・在宅での日常の支援を行います。

¹ 「高次脳機能障がい」：病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能（高次脳機能）に障がいが見られた状態のことです。

² 「強度行動障がい」：直接的な他害（噛みつき、頭つき等）や間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態のことです。

³ 「自閉症スペクトラム」：典型的には、相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動のこだわりの3つの特徴が現れます。以前の診断基準では、「広汎性発達障がい」とその下位分類がありましたが、現在ではそれらをまとめて「自閉症スペクトラム」と呼んでいます。

基本施策 4 雇用・就労の支援

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要な施策です。村上公共職業安定所等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を求めていきます。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

1 雇用の拡大

【施策の方針】

村上公共職業安定所、村上商工会議所、岩船郡村上市雇用対策協議会等関係機関と連携を図りながら、関係各団体に対し企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行っていきます。障がい者が安心して働けるよう、関連事業所等との協力により、障がい福祉サービスの一層の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 障がい者雇用のための事業所等に対するセミナー等の開催	・公共職業安定所や県、産業団体などとの連携強化による知的障がいや精神障がいを含め障がいのある人の雇用拡大のため、各種セミナー等を開催し、事業所に対し、雇用の促進・奨励の啓発を行います。
② 障がい者雇用率の向上	・障がい者雇用率の向上を目指し、公共職業安定所と連携して市内の事業所に対し、障がい者の雇用を引き続き呼びかけていきます。
③ 障がい福祉サービスの強化	・就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。
④ 就労に向けた体験実習の場の確保	・就労に向けていろいろな業種の仕事について体験できるよう学習機会の整備を行います。
⑤ 市など公的機関における雇用拡大の推進	・市などの公的機関における事務や作業などについて障がいのある人の雇用を行います。
⑥ 事業主への啓発	・障害者雇用支援月間（9月）などを中心に市内の事業主に対して障がいのある人の雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。

2 就労環境の整備

【施策の方針】

障がい者の能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言、その他必要な援助を行うなど、障がい者の就労環境の整備に努めます。また、村上公共職業安定所と連携し、就職に必要な技能の修得や生活指導などを行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 就労環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">障がい者の就労環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談・指導に努めます。障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができる短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。
② 各種助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none">関係機関と連携しながら障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用の促進する各種制度の周知を図ります。在宅の就業者に対しても、在宅就業障害者支援制度の活用により発注事業所への支援ができるよう周知に努めます。
③ 障がい者雇用事業所への支援	<ul style="list-style-type: none">市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている事業所に対し業者選定における優遇措置を検討します。
④ 総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none">就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。
⑤ 公共職業安定所との連携	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人の雇用が促進されるよう公共職業安定所や商工会議所等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結び付けられるよう支援を行います。
⑥ 就労定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者が抱える、就労に伴う環境の変化により生じている生活面の課題の解決に向けて支援を行います。

基本施策5 社会参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしく自己実現することにつながります。そのため、障がいの有無に関わらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。今後は、障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供するとともに、市民、ボランティアと連携した社会活動参加への支援、関係団体育成への支援を行います。

1 地域活動への参加促進

【施策の方針】

障がい者が地域で生き生きと暮らしていくためには、地域社会における経済活動、自治会などの地域活動、文化活動、スポーツ、レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動など、幅広い分野にわたる活動について、円滑に障がい者の参加ができるよう必要な支援が重要です。そのため、社会参加を阻む要因「物理的バリア」、「心のバリア」、ハード面とソフト面の障壁を取り除き、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれ合いなどを通じて自己実現を促進するとともに、あらゆる機会を通じ障がい者が参加しやすくなるよう支援に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 行事への参加促進	・各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます。
② 地域での役割の分担	・自治会の活動について、障がいの状況に応じて、役割を持ち、地域社会への貢献ができるよう、啓発活動を行います。
③ 交流・ふれ合いの拡充	・各種の交流活動・事業への介助者や手話奉仕員などの配置に対する支援を進めます。 ・小・中学校のボランティア活動などを通じて、障がいのある人とふれ合い、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。 ・各種イベントの開催などを通じて障がい者と市民との交流活動を支援します。

2 ボランティア活動やNPO活動の支援

【施策の方針】

障がいのある人やその家族の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらに対しきめ細かな支援を行うためには、ボランティア活動やNPO活動などの「力」が不可欠です。障がいのある人が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障がいのある立場で支援を必要とする人のニーズを把握し、必要なボランティア活動、NPO活動の調整役などを担えるよう、当事者のボランティア活動への参加を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① ボランティアやNPOの育成	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。
② ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">・市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報を提供します。・ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。
③ 市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none">・市民各層のボランティア活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会を充実します。・各種ボランティア講座の受講者の登録や活動への参加、自主的な活動の立ち起こしなどを支援します。
④ 障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート ¹ 活動）の参加促進	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）を支援します。
⑤ 障がい者団体への支援	<ul style="list-style-type: none">・障がい者団体への財政的支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。

¹ 「ピア・サポート」：一般に同じ課題や環境を体験する人同士が、仲間（＝「ピア」）として対等な関係性で支え合うことで、障がい者が自らの経験を活かし、悩みを持つ障がい者を支援することをいいます。

3 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

【施策の方針】

様々なスポーツ、文化活動などは、障がい者に日常生活の充実感や生きがいを与えるとともに、社会参加の重要な要素となります。今後も、障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 総合型地域スポーツクラブとの連携	・総合型地域スポーツクラブとの連携により、障がい者スポーツに関する取組を行っており、今後も振興に努めます。
② 文化・スポーツ活動への支援	・障がいのある人の文化・スポーツ活動を支援し、社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。

4 選挙と政治参加

【施策の方針】

障がい者の選挙時の活動について、選挙公報から投票に至る一連の活動を支障なく行えるよう、支援を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 選挙情報の提供	・選挙公報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、点字による選挙公報の作成やふりがなをつけるなどの対策をとるほか、手話による広報活動などに努めます。
② 投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善を図ります。
③ 障がい者の政治活動への支援	・障がい者自身が候補者となる場合など、障がい者が政治活動を行う場合に、他の候補と比べ不利にならないよう、手話など通訳手段などの支援を行います。また、選挙情報の提供に関し、点字や手話などの対策を行います。

基本施策6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がい者が地域社会の中で、市民とともに互いに協力して地域社会を築いていけるような環境を目指します。そのために障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者の権利に対する正しい知識の普及・啓発の推進を進め、障がい者を保護・支援する体制づくりを積極的に行います。

1 障がい者の人権、権利擁護

【施策の方針】

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。このため、国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図ります。さらに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。また、精神上的の障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、財産の保全管理や各種申請など、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用推進を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 虐待防止など人権に関する啓発の推進	・障がいのある人に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発を行うほか、地域での取組に関する啓発を行います。
② 虐待等への的確な対応のための体制整備	・虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立を進めます。
③ 日常生活自立支援事業の推進	・知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対する権利擁護の相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。
④ 成年後見制度の推進	・知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人を保護するために、成年後見制度の周知や体制づくりを図ります。 ・今後もニーズが増える可能性が大きいので、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

2 障がいを理由とする差別の解消

【施策の方針】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要と考えます。

障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する真に平等な社会の実現を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 障害者差別解消法の周知	・障がいを理由とする差別の解消に向け、市民や事業者に対して必要な啓発（リーフレットの作成等）を行います。
② 障害者差別解消法に基づく対応要領の整備	・障害者差別解消法に基づく「村上市職員対応要領」を整備します。

3 福祉教育等の促進

【施策の方針】

障がいのある人の人権について理解を深めるためには、就学前の教育や学校教育の中で、早い段階から人権教育を進める必要があります。このため、学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を目指します。また、地域社会においては、「出前講座」のメニューの充実や研修会、説明会等で福祉教育に対する意識の高揚を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 公共サービスに携わっている者への啓発	・市職員のほか、公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
② 生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	・生涯学習（出前講座やセミナー）を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会を充実します。 ・人権啓発事業を充実します。 ・障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

基本施策 7 教育の充実

子どもの発達のために教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。障がいのある子どもたちの教育は、その障がいゆえに難しい面も多く、そのために教職員など周りで支える人の理解も求められます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や学校、福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められています。そのため、療育相談体制の充実や小・中学校等における特別支援教育の一層の充実を図るとともに、義務教育のみならず高等教育や生涯学習の場においても障がい者（児）が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、受け入れに対する理解を促していきます。

1 早期教育の充実

【施策の方針】

障がいのある幼児等に対して早期発見、早期療育とともに障がいを改善し望ましい発達を促すための早期教育が必要です。現在、障がいのある幼児等の教育については、保育園において受け入れ可能な心身障がい児に対して実施しています。更なる充実のために、施設等の改善、職員の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。また、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）などに対する関心が高まり、学校においてもこれらを含めた特別支援教育の推進などこうした障がいに対応した支援が求められています。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 保育園・幼稚園における受け入れ体制の充実	・保育園・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。
② 就学・教育相談体制の充実	・保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。

2 学校教育の充実

【施策の方針】

障がいのある児童・生徒の適正な就学を推進するため、就学支援委員会を受けて、その保護者に対して助言・指導を行っています。障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくことを目指します。そのため一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境を整備していきます。県立村上特別支援学校や小・中学校の特別支援学級においても教育相談等を実施します。また、学校施設についても障がいのある児童・生徒が安全かつ円滑に、学校生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化に努めます。今後も、保育園、小・中学校の連携のもと障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、学校ごとに配置される特別支援教育コーディネーター¹を中心に、地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	・特別支援学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合に施設・設備について配慮します。
② 特別支援教育の推進	・障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。 ・各校において校内委員会を中核として、複数の教職員で「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮 ² に留意した指導や支援を行います。
③ 特別支援教育コーディネーターの配置	・小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育の充実を図ります。

¹ 「特別支援教育コーディネーター」：障がいのある子どもの教育について、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う教員をいいます。

² 「合理的配慮」：障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整のことで、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであり、かつ、均衡を失したり、過度の負担を課さないものです。

施策・事業	施策の概要
④ 個別の教育支援計画の策定・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の障がいと、特性を見極め、それぞれにあった個別の教育支援計画を策定し、実践の中で評価を行います。
⑤ 学校教育における障がい者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無に関わらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育みます。また、障がいのある人に対する理解を深めるための特別支援学級などの子どもとの交流教育の促進に努めます。
⑥ 学校教職員、保育園保育士への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任のためのLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）研修会など、特別支援教育に関わる研修会を実施します。また、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。 ・市内の特別支援学級・特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童・生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の共通理解を深めていきます。 ・介助員の資質向上を目的に指導主事が各校を訪問して指導します。介助員を対象とした特別支援教育研修等の機会を増やすことも検討していきます。 ・障がいのある子どもの特性を十分理解し、保育することができるよう障がい児を担当する保育士の研修会を実施し、専門知識を学び、資質の向上を図ります。
⑦ 学校における相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー¹や保健師との連携により、学校における相談機能の強化を図ります。
⑧ 手話や点字に通じた教職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県やNPOなどと連携し、教職員に対し手話や点字について学ぶ機会を整備していきます。
⑨ 障がいのある子どもの放課後対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの学童保育所での受け入れや、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを進めます。

¹ 「スクールカウンセラー」：不登校・いじめ・問題行動などの児童・生徒が抱える様々な課題について、児童・生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向けてカウンセリングや助言等を行う臨床心理士・精神科医などの専門家のことです。

3 自立と社会参加を促進する教育の推進

【施策の方針】

自立と社会参加を促進する上で、義務教育終了後の教育や就労は重要な役割を果たします。そのため教育・福祉・雇用の分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 進路指導の充実	・児童・生徒の自立を促すため、福祉サービス事業所などとも連携し、就労、進学等の進路指導を行います。
② 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備	・児童・生徒が生涯を通じて、自分の意志で自己実現のために活動できるよう、教育と福祉の連携により一貫した支援体制を確立していきます。

基本施策 8 障がい児の支援体制の整備

1 障がい児支援の充実

【施策の方針】

発達に遅れや障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・各種健診において、子どもの成長発達の節目における健診を実施し、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。・早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し相談機能の強化を図ります。・発達状態に応じた個別相談や保健指導、関係機関への紹介等、きめ細かな対応を図ります。
② 障がい児サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・障がい児福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めます。
③ 保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none">・保育園や幼稚園、小学校に通う障がい児に加え、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に対して、集団生活への適応のための支援などを行います。
④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・特別な支援を要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めます。
⑤ 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">・障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や福祉サービスの利用調整などを行います。・障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障がい児支援利用計画の作成等を行います。
⑥ 障がい児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none">・障がい児の特性に応じ、医療の必要な障がい児や日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが必要な障がい児に対し、放課後等デイサービスや児童発達支援等の支援を行います。

基本施策 9 計画の推進体制

障がい者の個々の状態に応じて適正な対応と、サービス提供ができるようケアマネジメントを基本として、サービス提供を行います。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な対応ができるよう事業を計画的に実施し、安心して暮らせるように、引き続きサービス提供を行います。あわせて、市の課題でもあるマンパワー不足を解消するため、専門職の確保やサービス提供を補完する福祉ボランティアの育成も進めます。障害者総合支援法の施行により、給付体系やサービス体系が変わり、公平にサービスが提供できるよう計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、必要なサービス量を見込む障がい福祉計画の策定が義務づけられています。本市においても計画にしたがい、周辺市町村やサービス提供事業者とも協力して、サービスの提供体制を強化していきます。また、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具、日常生活用具の費用の助成も継続して実施します。

1 障がい福祉サービスの充実

【施策の方針】

現在、施設入所支援等に対して、国は、地域移行を進めるための数値目標を示しているため、これに沿ったサービス体制の整備を進めていくこととし、具体的にはグループホームの整備を目指します。また、地域生活支援事業についても、計画的なサービス提供に努め、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具、日常生活用具の費用の助成も継続して実施します。なお、数値目標等は、「第3編 障がい福祉計画」によります。

2 評価とサービスの質の確保

【施策の方針】

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスを提供するよう、事業者に対する指導、支援を行います。また、市が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障がい福祉サービスに準じた研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。また、サービスの質の確保・向上においては、利用者からの苦情処理及び解決の体制が充実していることが必要です。本市では苦情相談窓口を設け、苦情に対するサービス事業者への指導・助言を行い、サービスの改善策に取り組むとともに、その結果をフィードバックすることにより、障がい福祉サービスの更なる質の向上への提案が行える仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 苦情解決体制の整備	・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。
② 情報開示の適切な運用指導	・開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
③ 福祉サービスの評価	・事業者が提供するサービスの質を村上・岩船地域自立支援協議会において客観的に評価することを検討します。

3 専門職種の養成・確保

【施策の方針】

障がい者の個別性に対応できる人材の発掘や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向けた事業者間の情報交換など連携体制の構築を図ります。また、地域においては民生委員・児童委員が、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談を関係機関と連携し、適切な対応を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① 日常生活を支援する人材の確保	・障がいのある人の在宅生活を支援するホームヘルパーの確保に努めます。
② 社会参加等を支援する人材の養成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話奉仕員やスポーツ・文化活動等の指導者や支援者の養成を検討します。
③ 福祉に携わる職員の資質の向上	・行政や施設の職員に対して障がいについての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
④ 相談支援専門員の確保	・障がいのある人の多様なニーズにこたえるため、相談支援専門員の育成・確保に努めます。
⑤ 事業所における研修等の充実	・サービス事業所において、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図ります。

第3章 計画の進行管理

①市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本計画を推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、「村上・岩船地域自立支援協議会」において、本計画の推進に関する意見や助言をいただきながら、推進していきます。

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクル¹に基づいて、計画の評価・点検を行います。

②圏域での連携

「村上・岩船地域自立支援協議会」と計画の具体化の協議など幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制づくりをするため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、市の広報やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識をもていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

¹ 「PDCAマネジメントサイクル」：行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のことです。

第 3 編 障がい福祉計画（障がい児福祉計画）

第1章 福祉サービス等の数値目標

1 成果目標（平成 32 年度末の目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 32 年度末における成果目標を定めます。

国の示す考え方に達していない部分もありますが、多くの方が施設入所を希望し、入所待機している村上市の実情を考えて目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行
- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2%以上削減

■目標設定

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	101 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者数 (B)	10 人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数
	9.90%	移行割合 (B/A)
【目標値】 削減見込 (C)	2 人	施設入所者の削減見込数
	1.98%	削減割合 (C/A)

（2）地域包括支援の推進

障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるようになることを目指し、平成 32 年度末における成果目標を定めます。また、精神障がい者にも対応した包括的支援体制を協議します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

項目	協議の場の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	（有） ・ 無
実施内容	
全ての人々が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、協議の場を設置します。	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を整備することを目指し、平成 32 年度末における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

平成 32 年度末までに、市又は各障害保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点等	有 ・ 無
実施内容	
24 時間体制、緊急対応という機能が重要と考えており、村上・岩船地域自立支援協議会等で地域の実情を検討し、平成 32 年度末までに整備を行います。	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

国の示す考え方に達していない部分もありますが、就労移行支援、就労定着支援を行う事業所がない村上市の実情を考えて目標値を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設から一般就労への移行について、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍
- 就労移行支援事業の利用者数について、平成 32 年度末における福祉施設の利用者を、平成 28 年度末から 2 割以上増加
- 就労移行支援事業所のうち、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上
- 各年度における、就労定着支援開始 1 年後の就労定着率を 80%

■目標設定

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	3 人	平成 28 年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	9 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	1 事業所	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数

【目標値】 目標年度（平成 32 年度）の 一般就労移行者数（D）	5 人	平成 32 年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度（平成 32 年度）の 就労移行支援事業利用者数（E）	7 人	平成 32 年度における就労移行支援事業利用者数
	増減無し	(E/B)
【目標値】 目標年度（平成 32 年度）の 就労移行率 3 割以上事業所数（F）	0 事業所	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数
	—	(F/C)
【目標値】 各年度の就労定着率	0%	就労定着支援利用者の 1 年後の定着率

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を目指すため、平成 32 年度末における目標値を設定します。

①障がい児支援の提供体制

■国が示す基本的な考え方

平成 32 年度末までに下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	次期計画で設置できるよう検討します。
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	平成 32 年度末までに整備を行います。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	次期計画で設置できるよう検討します。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■国が示す基本的な考え方

平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置

項目	協議の場の有無
平成 30 年度末時点での協議の場	有 ・ (無)
実施内容	
村上保健所管内では、医療的ケア児の地域支援に関する協議を行っているため、今後も既存の協議の場を活用していきます。(在宅小児医療的ケア児への支援に関する情報交換会)	

2 障がい福祉サービス等の見込量

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用時間	495 時間	492 時間	516 時間	540 時間
	利用者数	39 人	41 人	43 人	45 人
重度訪問介護	利用時間	6 時間	100 時間	100 時間	100 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	利用時間	30 時間	32 時間	32 時間	32 時間
	利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
行動援護	利用時間	1 時間	14 時間	14 時間	14 時間
	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
重度障害者等包括支援	利用時間	0 時間	150 時間	150 時間	150 時間
	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用日数	2,809 人日分	2,914 人日分	3,290 人日分	3,290 人日分
	利用者数	151 人	155 人	175 人	175 人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	33 人日分	22 人日分	22 人日分	22 人日分
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	726 人日分	858 人日分	880 人日分	902 人日分
	利用者数	33 人	39 人	40 人	41 人
就労移行支援	利用日数	153 人日分	130 人日分	130 人日分	130 人日分
	利用者数	9 人	7 人	7 人	7 人
就労継続支援 (A型)	利用日数	454 人日分	704 人日分	704 人日分	704 人日分
	利用者数	23 人	32 人	32 人	32 人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,580 人日分	3,564 人日分	3,564 人日分	3,564 人日分
	利用者数	141 人	162 人	162 人	162 人
就労定着支援	利用者数	— 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	利用者数	11 人	11 人	11 人	11 人
短期入所 (福祉型、医療型)	利用日数	259 人日分	330 人日分	363 人日分	396 人日分
	利用者数	27 人	30 人	33 人	36 人

(3) 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数	－ 人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	利用者数	27 人	28 人	28 人	38 人
施設入所支援	利用者数	101 人	100 人	99 人	99 人

(4) 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	78 人	83 人	86 人	89 人
地域移行支援	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人

(5) 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数	0人日分	220人日分	220人日分	220人日分
	利用児童数	0人	10人	10人	10人
医療型児童発達支援	利用日数	0人日分	3人日分	3人日分	3人日分
	利用児童数	0人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	利用日数	0人日分	770人日分	770人日分	770人日分
	利用児童数	0人	35人	35人	35人
保育所等訪問支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	3人日分
	利用児童数	0人	0人	0人	1人
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	—人	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用児童数	0人	23人	23人	24人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	利用児童数	0人	0人	0人	0人

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、障がい者本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し、その活動を支援します。

事業については引き続き実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有	有

③相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者又は介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

また、行政のほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら障がい者本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用につなげるサポートを行います。

基幹相談支援センターについては、国の指針に基づき、平成 32 年度末までの設置を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	実施か所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、成年後見制度利用に対して必要と認められる場合、登記手数料・鑑定料等の費用や後見人等の報酬の一部若しくは全部を助成します。

事業については昨年度に引き続き実施し、実績をもとに毎年 2 人の利用を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	実施人数	2	2	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の申し立てが増加する一方、後見人等の担い手不足が懸念されるため、法人後見実施に向けた支援を行います。

事業については平成 30 年度より、実施します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

手話通訳者設置事業は聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を行えるように 1 人を見込みます。

手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は過去の実績をもとに毎年 70 人の利用者を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員・ 要約筆記者派遣事業	実利用見込人数	72	70	70	70
手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

各年度の件数については今までの実績や現在の利用状況から求めた数値をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	件	4	4	5	6
自立生活支援用具	件	10	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	7	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	14	14	14	14
排せつ管理支援用具	件	1,286	1,300	1,300	1,300
住宅改修費	件	1	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。

計画期間中毎年 10 人ずつの参加者を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	4	10	10	10

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

実績をもとにし、毎年1人増を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実人数	11	12	13	14
	延べ時間	341	369	429	462

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

このうち、「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として、相談機能、機能訓練などを実施する事業があります。

各年度の件数については今までの実績や現在の利用状況から求めた数値をもとに見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業及び機能強化事業	実施か所	4	4	4	4
	人	201	200	200	200

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ります。

実績及び現在の利用状況等を勘案し毎年7人の利用を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	設置か所	1	1	1	1
	実人数	7	7	7	7

②日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

実績及び現在の利用状況等を勘案し毎年 480 人の利用を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	利用入日	3,355	3,451	3,451	3,451
	利用人数	466	480	480	480

③自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

過去の実績をもとに自動車運転免許取得助成については1人、自動車改造助成については毎年2人を見込みます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得助成	助成件数	0	1	1	1
自動車改造助成	助成件数	2	2	2	2

資料編

資料 1

村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 14 日～平成 30 年 3 月 31 日

No	区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	第 1 号委員 障がい者団体関係者	村上市身体障害者団体連 合会	副会長	貝沼 吉勝	
2		村上市手をつなぐ育成会	会長	貝沼 満里子	
3		村上市精神障がい者家族 会	会長	渡辺 啓介	副会長
4	第 2 号委員 学識経験を有する者	学校法人 北都健勝学園 新潟リハビリテーション 大学	准教授	粟生田 博子	
5	第 3 号委員 民生委員・児童委員	村上市民生委員児童委員 協議会連合会		佐藤 裕見子	
6	第 4 号委員 社会福祉施設関係者	社会福祉法人 村上岩船福祉会	浦田の里施設長	伊藤 賢哉	会長
7	第 5 号委員 ボランティア団体関 係者	村上市ボランティア連絡 協議会	副会長	富樫 美年子	
8	第 6 号委員 商工業関係者	村上商工会議所	専務理事	板垣 昭彦	
9	第 7 号委員 医療関係者	一般社団法人 村上市岩船郡医師会	理事	馬場 肝作	
10	第 8 号委員 教育関係者	村上特別支援学校	教頭	牧野 統	
11	第 9 号委員 関係行政職員	村上公共職業安定所	所長	柴田 宏行	
12		新発田地域振興局 健康福祉環境部地域福祉 課	課長代理	小室 博史	

(敬称略)

資料2 策定の経過

年月日	内容
平成29年7月14日	第1回村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成29年8月10日 ～8月21日	村上市福祉に関するアンケート調査（対象者400人）及び村上市障がい者福祉に関するアンケート調査（対象者32人・障がい児向け）の実施
平成29年10月19日	第5期市町村障害福祉計画等に係るヒアリング
平成29年10月30日	第2回村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成29年11月28日	第3回村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成29年12月8日 ～平成30年1月4日	意見公募（パブリックコメント）
平成30年2月6日	第4回村上市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

第3次村上市障がい者計画
第5期村上市障がい福祉計画
第1期村上市障がい児福祉計画

平成30年3月 発行

発行者 村上市

編集 村上市 福祉課 福祉政策室

〒958-8501

新潟県村上市三之町1番地1号

電話：(0254)53-2111 (内線:245)

FAX：(0254)53-3840

E-mail：fukushi-s@city.murakami.lg.jp